

第2次与那国町地域福祉計画

令和7年度～令和11年度

～「まるんな」でつくる島の暮らし～



令和7年3月

与那国町

「まるんな」とは

「まるんな」とは、「輪」をあらわし、沖縄地域独特の助け合いの精神「ユイマール＝結」を兼ねた意味が含まれます。

与那国島は天候が不安定で渡るに難しい島として「渡難＝どなん」と呼ばれた由来があります。地理的要因に加え生活にはかなりの負担があった時代から、限られた資源の中でお互いが支え合い、島を守り抜いてきた助け合いの精神が根付いています。

島で暮らす全ての人が心身とも幸せに活躍できるよう、地域福祉力の向上に思いを込めて前期計画からの理念を継承してまいります。こころ温かい地域の人々の結びつきを大切に、町民が安心して暮らせる安らぎあふれる町づくりを目指す計画とします。

ごあいさつ

「赤ちゃんからお年寄りまで、障がいのある人もない人もお互いに支え合い、安心して暮らせるまち」。そんなまちを、与那国町は目指しています。

本町においても少子高齢化が進み、また、進学や高齢等さまざまな理由によって島を離れる人が増え、人口減少が進んでいます。社会経済の担い手の減少は、地域の活力に大きな影響をもたらし、地域社会の存続をも脅かすものと危惧されています。

地域福祉を取り巻く環境は、子育てや介護、防災等ニーズが多様化していく一方で、それらにえられる社会資源不足によりアンバランスが生じています。

このような離島ならではの不利な条件に加え、暮らしや社会構造の変化を踏まえ、地域の福祉課題の解決に向けた取組を計画的に進めるため「第2次与那国町地域福祉計画」を策定いたしました。

支え合い、助け合う地域福祉の実現のためには、行政の力だけでは到底まかなうことはできません。社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体の皆様、地域の皆様方とより一層の連携強化を図ることとしております。

～「まるんな」でつくる島の暮らし～を合い言葉に、人と人、人と地域の繋がり、絆を大切に、島で暮らす全ての人々が安心して心身共に健やかに暮らせるよう進めて参ります。

結びに、本計画の策定に当たり、町民の皆様をはじめ、地域福祉計画策定委員の皆様、並びに住民ヒアリングにご協力頂きました皆様、多くの貴重なご意見とご協力を賜りましたことを心から感謝申し上げます。



令和7年3月

与那国町長 系数 健一

目次

第1章 総論.....	1
1. はじめに 地域福祉計画の背景と目的.....	1
2. 地域福祉計画の位置づけと計画期間.....	6
第2章 地域福祉を取り巻く現状.....	9
1. 地域福祉を取り巻く状況.....	9
第3章 基本理念・基本目標の設定.....	43
1. 基本理念.....	43
2. 基本方針.....	44
3. 基本目標.....	45
第4章 施策の推進.....	47
基本目標1 安全・安心な生活環境の整備.....	47
基本目標2 島にある人材・地域資源を活用して住民の手で島の福祉を作る.....	64
基本目標3 情報提供と相談体制の仕組みづくり.....	70
第5章 計画の推進にむけて.....	75
1. 計画の推進と普及啓発.....	75
2. 社会福祉協議会、各関連団体等との連携.....	75
3. 計画の進行管理.....	75
4. 計画の評価（各課において1年ごとに施策実績等をまとめていく）.....	76
資料編.....	87
1. 与那国町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	87
2. 与那国町地域福祉計画策定委員会委員一覧.....	89
3. 相談窓口一覧.....	90
4. 用語の解説.....	91
5. 計画策定の経緯.....	93

第 1 章 総論

1. はじめに 地域福祉計画の背景と目的
2. 地域福祉計画の位置づけと計画期間

第1章 総論

1. はじめに 地域福祉計画の背景と目的

(1) 地域福祉とは

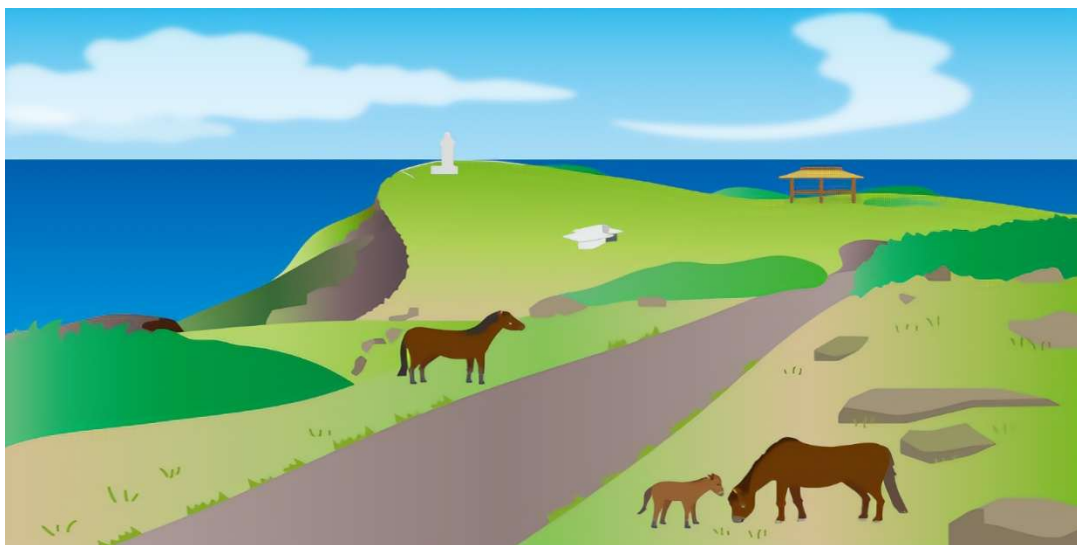
地域福祉の意義は、地域で誰もが自立し豊かに暮らすために、様々な生活スタイルに対応した生活課題に対して住民自らが気づき、自分たちの問題として共に考え支え合い解決していくための地域社会を作っていく事です。

地域住民や公私の社会福祉関係者が相互扶助を重視し、地域社会の福祉課題の解決に取り組むために、病気や高齢、障害を持った方々、支援を必要とする方がそれぞれの地域において安心して暮らせるよう様々な生活課題について住民自らが気づき、それを自分たちの問題いわゆる「我がごと・丸ごと」として共に考え、問題解決へ向けて活動する取り組みが地域福祉です。

地域福祉は、生活様式や社会情勢の多様化にともない福祉への関心を深め、高齢、障害、その他のさまざまな事情から福祉サービスを必要とするようになっても、これまで作りあげてきた家族、友人、知人との関係を保ち次世代へとつなげていく「地域共生社会」の実現を目指し町民や地域、行政が協力連携して取り組むことを目的としています。

与那国町地域福祉計画（以下、「本計画」とする）とは、与那国町総合計画に定められた福祉分野の基本的な方向性を示しています。人とのつながり、一人ひとりの尊厳を大切にお互いが認め、支え合う与那国町（以下、「本町」とする）を目指すための理念と仕組みをつくります。

地域福祉の対象者は本町にお住まいの住民、また地域福祉に関係する担い手となります。



(1) - 2 だれ一人取り残さない社会

SDGsと与那国町地域福祉計画の関係

SDGsは世界各国が実現に取り組む目標であり、インクルーシブ（Inclusive：誰も排除しない）の考えのもと、地球上の誰一人として取り残さないために、貧困や飢餓、福祉などの課題を解決するための目標が設定されています。これからの持続的な社会の形成に向けて重要な活動となります。この活動は地域レベルでの取り組みが不可欠であり、本計画においては、基本理念・基本目標・基本施策の推進がその取り組みとなります。人材の育成や地域住民との協力等、多くの施策の推進が、福祉分野における持続的な発展につながり、SDGsの目標達成にも近づいていくこととなります。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 地域福祉計画の目的と法的根拠


本計画は、本町の福祉分野の最上位計画で地域福祉計画を総合的に推進するため、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画として行政が推進します。

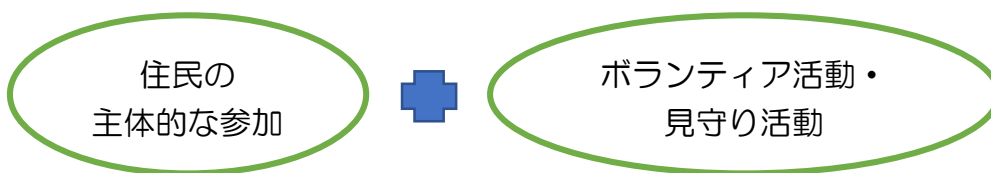
本町では少子高齢化や核家族化の進行や価値観が多様化する中、福祉課題に住民自ら対応していくための支援体制を図り、「公」と「民（社会福祉協議会）」との横のつながりを深めながら福祉コミュニティをめざし連携を強化し地域社会の実現に向けてお互いがお互いを思いやり、自立した豊かな生活の向上を目指し取り組んでまいります。

なお、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を兼ねるものとします。

地域福祉を推進していくためには、4つの「助」を意識した取り組みが必要です。

<ul style="list-style-type: none"> ◆自分でできることは自分で行う ◆自らの健康管理（セルフケア） 【主体】 ご自身・家族 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>自助</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域住民組織の活動 ◆ボランティア活動 【主体】 NPO・ボランティア団体 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>互助</p> </div>
<ul style="list-style-type: none"> ◆介護保険に代表される社会保障制度及びサービス 【主体】 市町村・医療機関等 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>共助</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般財源による高齢者・障がい者福祉事業等 ◆生活保護 ◆人権擁護・虐待対策 【主体】 国・県・市町村 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>公助</p> </div>

目指す地域福祉  顔の見えるネットワークづくり



地域福祉計画の取り組む内容

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 生活困窮者自立支援方策に係る事項
- ⑥ 成年後見制度利用促進に係る事項
- ⑦ 地域防災に係る事項
- ⑧ 現状に対応すべき課題の整理（感染症対策・自殺対策・ヤングケアラー問題）
- ⑨ 全ての人に健康と福祉を（SDGs の取り組み）
- ⑩ 地域の実情に応じた福祉と保健・医療等のサービス整備
- ⑪ 福祉の増進・予防
- ⑫ 福祉の環境の整備
- ⑬ 地域力を生かした住民参加の福祉活動の支援
- ⑭ 「地域づくり」と「相談支援体制の整備」



(3) 法令上の位置づけ

社会福祉法(抄)

第1条(目的)

この法律は、社会福祉を目的とする事業の分野における共通的基本事項を定め社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第4条(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する行動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2. 地域福祉計画の位置づけと計画期間

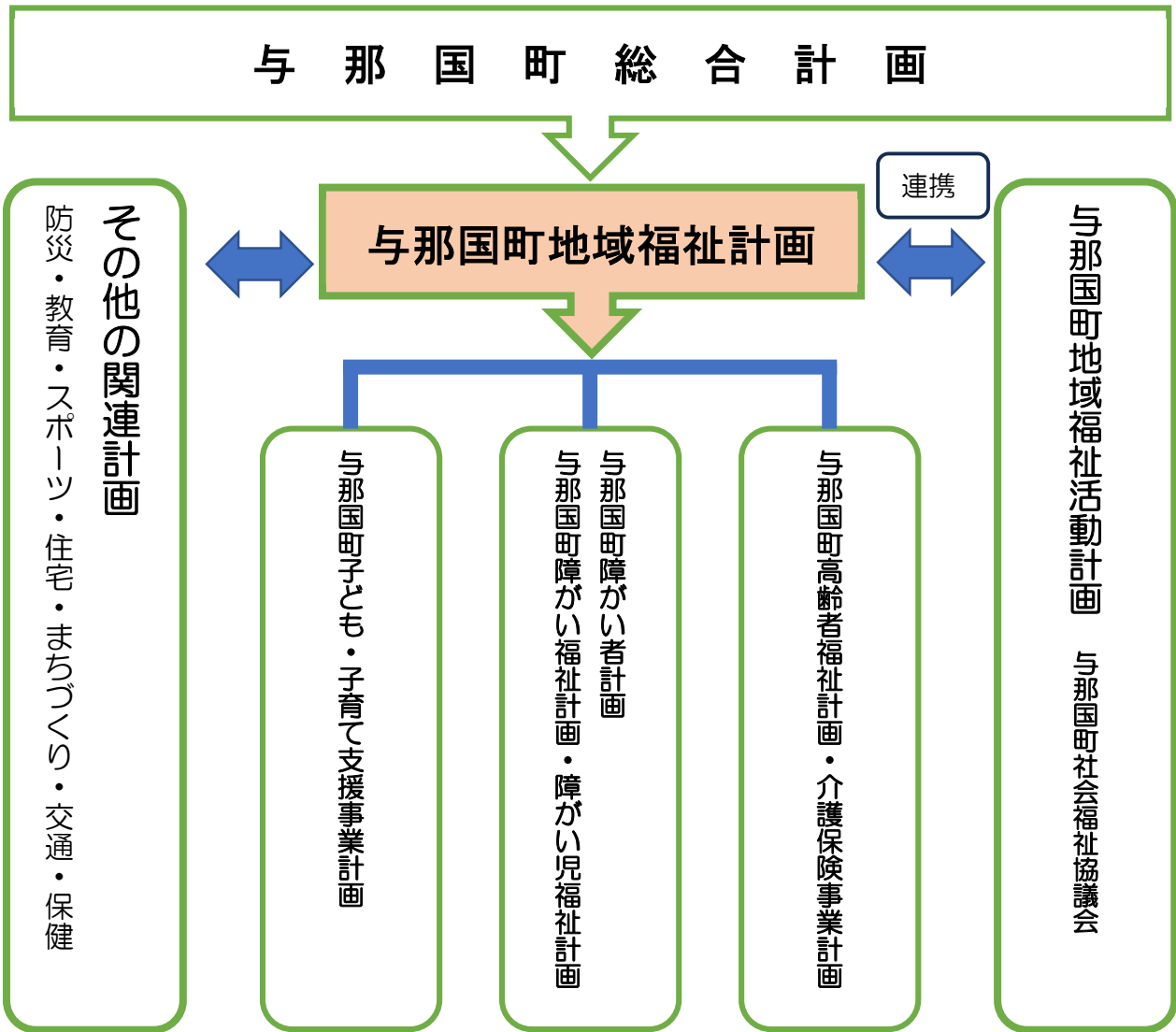
(1) 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は与那国町総合計画基本構想に即し、基本計画に定められた福祉分野の基本的な方向性を示す計画です。高齢者、障がい者、子ども、保健医療に関する各福祉分野の関連計画の掲げられた個別施策の基本的な方向性を示す役割を担います。本町が目指す地域福祉は、地域社会の実現に向け地域住民が福祉に対する理解と一人ひとりが地域の主役であることを自覚し自主的に自らの力で活力ある町づくりを推進していくことです。

本計画は、本町の福祉計画の上位計画として総合的に地域福祉の指針、推進体制を明確に定め、策定してまいります。

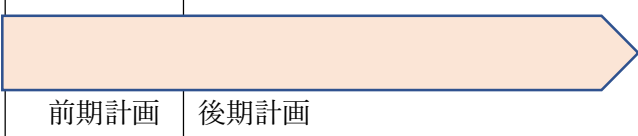

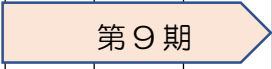
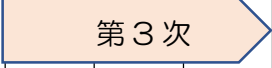
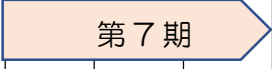
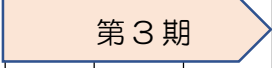
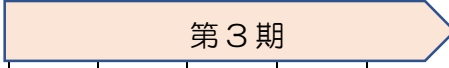
(2) 計画の体系図

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村福祉計画です。本町の最上位計画である与那国町総合計画に即して策定するとともに、「第9期与那国町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「与那国町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」、「第3期与那国町子ども・子育て支援事業計画」等、個別の福祉計画の上位計画として位置づけます。また、国、県、その他の各種関連事業とも整合の取れたものとしします。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年間とし、令和11年度には見直しを行います。

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
計画年度										
第5次与那国町 総合計画 (R3~R12)										
地域福祉・活動計画 (R7~R11)										
高齢者福祉計画・介 護保険事業計画 (R3~R5)										
障害者計画 (H30~R5)										
障がい福祉計画 (R6~R8)										
障がい児福祉計画 (R6~R8)										
子ども・子育て支援 事業 (R7~R11)										

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 地域福祉を取り巻く状況

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 地域福祉を取り巻く状況

本町では福祉に係る取り組みとして、令和5年度に「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画（R3～R5 障がい者計画含む）」、「子ども・子育て支援事業計画」を令和3年度に策定し、各福祉事業に取り組んでいます。

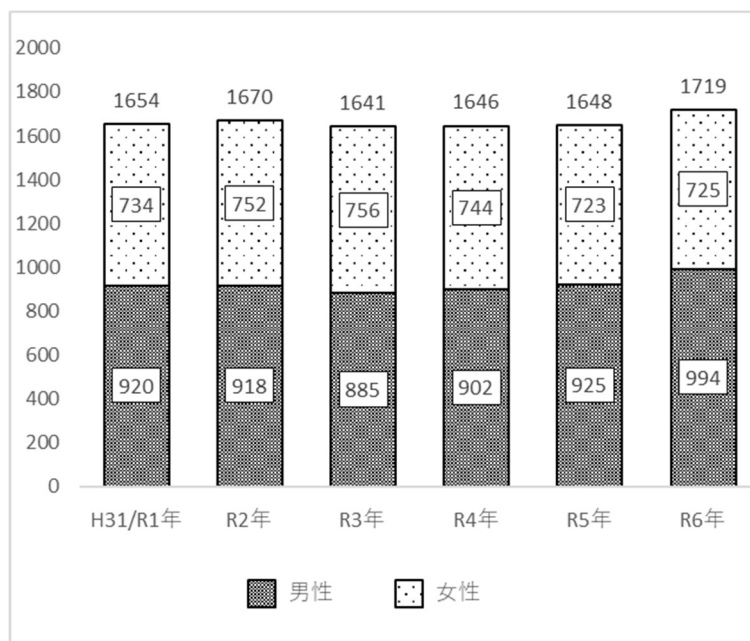
また、住民のほとんどが顔見知りである本町においては、お互い支え合い、共に暮らしていく事は必然的に構築されているため、今後も住民同士の交流の中から生き生きと、安心した生活が継続できるよう温かな思いやりあられる地域活動を推進します。

（1）人口の状況

総人口は増加傾向にあります。陸上自衛隊与那国駐屯地の開設により、人口増加の傾向がみられ、令和元年以降、1700人前後で推移しています。

住民基本台帳人口（与那国町）

年	男性	女性	合計
H31/R1年	920	734	1654
R2年	918	752	1670
R3年	885	756	1641
R4年	902	744	1646
R5年	925	723	1648
R6年	994	725	1719

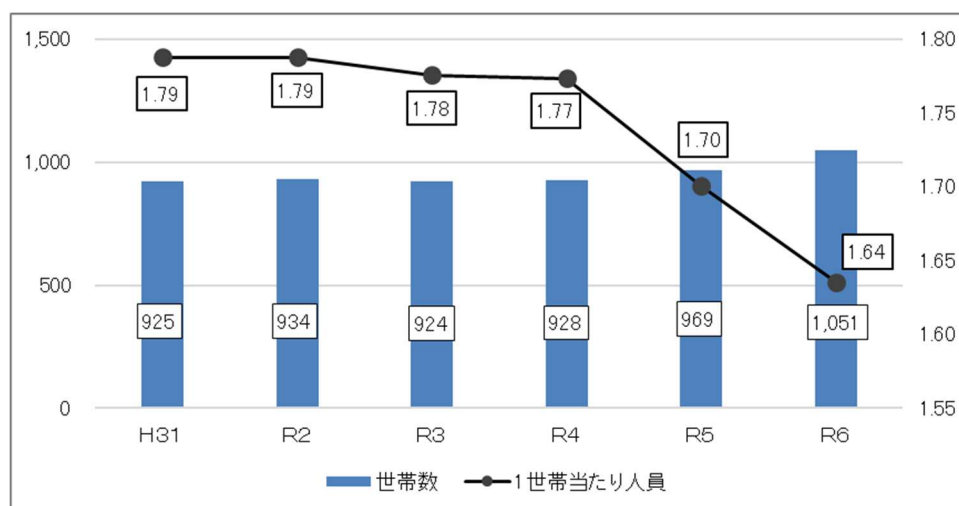


資料出所：与那国町HP

(2) 世帯の状況

世帯数をみると、平成31年925世帯、令和6年1,051世帯で増加しています。1世帯当たり人員をみると、平成31年1.79人、令和6年1.64人と減少しています。

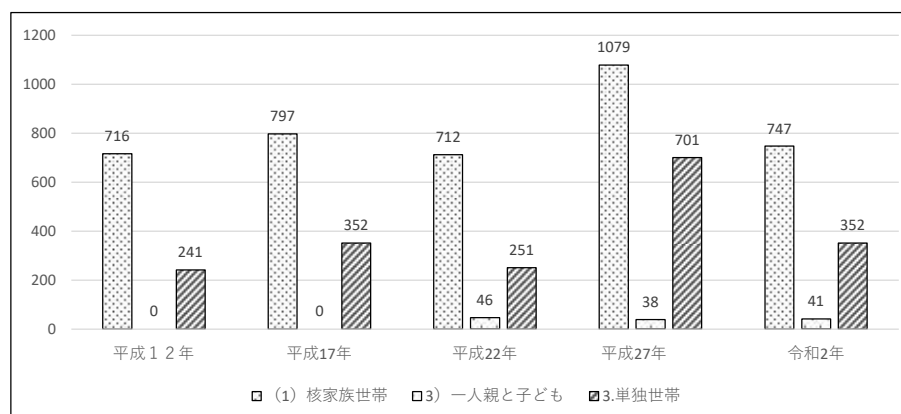
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯数	925	934	924	928	969	1051
1世帯当たり人員	1.79	1.79	1.78	1.77	1.70	1.64



資料出所：与那国町

【世帯構成】（参考）

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
一般世帯(全体)	716	100.0	797	797.0	712	99.9	1079	99.9	747	69.2
施設等の世帯	該当なし	0.0		0.0	1	0.1	1	0.1	13	1.2
1.親族のみの世帯	475	66.3	445	445.0	461	64.7	378	35.0	395	36.6
(1)核家族世帯	365	51.0	364	364.0	370	51.9	318	29.4	337	31.2
1)夫婦のみの	該当なし	0.0	該当なし	0.0	146	20.5	144	13.3	140	13.0
2)夫婦と子供	該当なし	0.0	該当なし	0.0	146	20.5	136	12.6	156	14.4
3)一人親と子ども	該当なし	0.0	該当なし	0.0	46	6.5	38	3.5	41	3.8
(2)核家族以外の世帯	110	15.4	81	81.0	91	12.8	60	5.6	58	5.4
2.非親族を含む世帯	該当なし	0.0	該当なし	0.0	該当なし	0.0	該当なし	0.0	該当なし	0.0
3.単独世帯	241		352		251		701		352	32.6



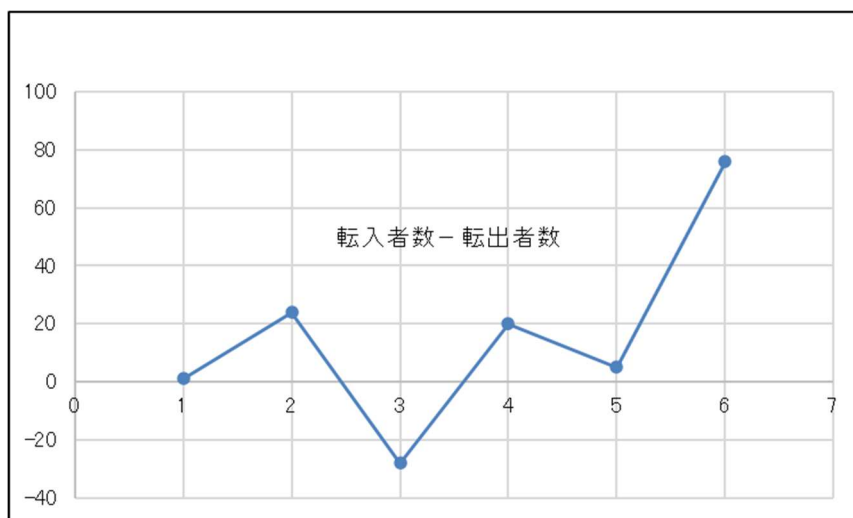
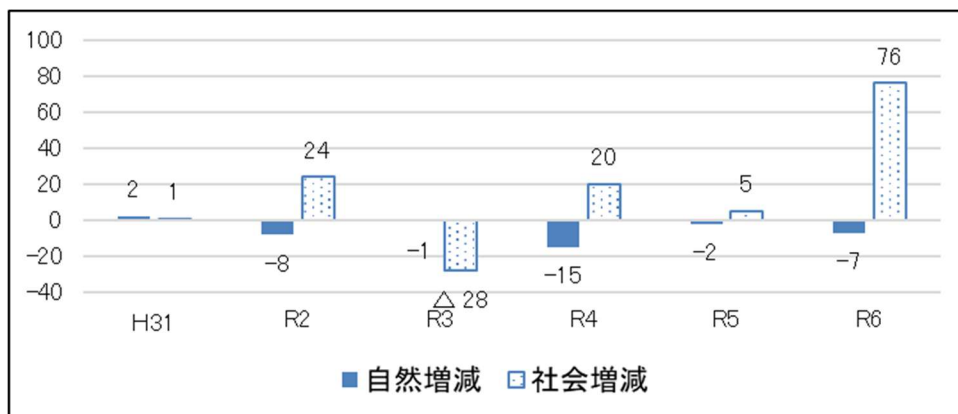
資料出所：沖縄県 HP

(3) 自然増減・社会増減

自然増減・社会増減をみると、出生数は減少傾向となっています。死亡数は令和2年以降、出生数を上回って推移していることから、自然減の状況となっています。社会増減をみると、令和3年を除き、転入者数が転出者数を上回っています。社会増減では、陸上自衛隊与那国駐屯地の開設により変動が大きいことが要因です。

	社会増減			自然増減		
	転入者数	転出者数	転入者数 － 転出者 数	出生数	死亡数	出生数－ 死亡数
平成31年	215	214	1	20	18	2
令和2年	262	238	24	13	21	-8
令和3年	229	257	-28	16	17	-1
令和4年	217	197	20	7	22	-15
令和5年	265	260	5	15	17	-2
令和6年	270	194	76	12	19	-7

与那国町	H31	R2	R3	R4	R5	R6
自然増減	2	-8	-1	-15	-2	-7
社会増減	1	24	-28	20	5	76



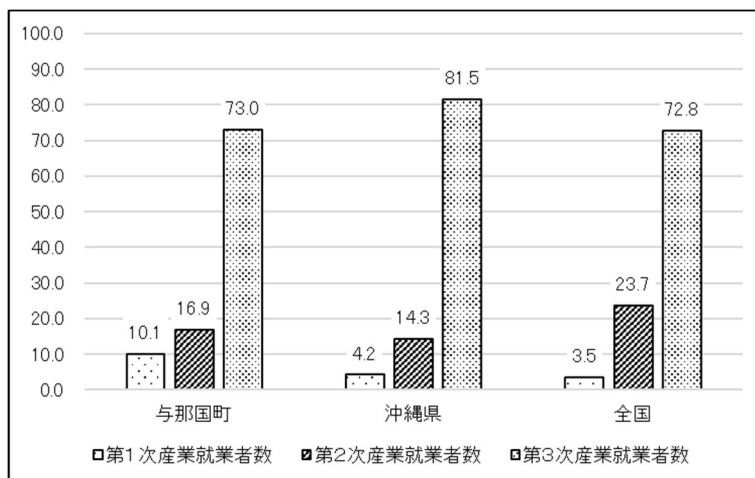
(4) 就労状況

国勢調査（R2）より就労状況をみると、第一次産業では全国や沖縄県より多くなっています。第2次産業では沖縄県と比べて2.6ポイント高く、第3次産業では、沖縄県より8.5ポイント低いです。

産業構造

	人数			割合(%)		
	与那国町	沖縄県	全国	与那国町	沖縄県	全国
15歳以上労働力人口	1,055	730,954	65,468,436	100	100	100
A.農業、林業	67	25,347	1,986,273	6.4	3.6	3.2
うち農業	67	25,151	1,921,957	6.4	3.6	3.1
B.漁業	40	2,876	141,248	3.8	0.4	0.2
C.鉱業、採石業、砂利採取業	5	356	20,456	0.5	0.1	0.0
D.建設業	104	69,398	4,857,375	9.9	9.0	7.3
E.製造業	69	35,633	10,439,466	6.5	4.7	15.7
F.電気・ガス・熱供給・水道業	6	4,094	317,856	0.6	0.5	0.5
G.情報通信業	5	19,191	2,518,801	0.5	2.5	3.4
H.運輸業、郵便業	41	33,919	3,680,454	3.9	4.4	5.4
I.卸売業、小売業	88	108,285	10,319,934	8.3	14.1	15.3
J.金融業、保険業	3	14,509	1,616,884	0.3	1.9	2.4
K.不動産業、物品賃貸業	6	17,820	1,520,345	0.6	2.3	2.2
L.学術研究、専門・技術サービス業	7	24,591	2,561,028	0.7	3.2	3.6
M.宿泊業、飲食サービス業	114	62,082	3,670,432	10.8	8.1	5.4
N.生活関連サービス業、娯楽業	32	29,128	2,318,199	3.0	3.8	3.4
O.教育、学習支援業	78	44,875	3,310,184	7.4	5.9	4.9
P.医療、福祉	67	119,119	8,818,261	6.4	15.7	13.2
Q.複合サービス事業	24	6,243	489,988	2.3	0.9	0.8
R.サービス業(他に分類されないもの)	38	67,154	4,539,980	3.6	8.6	6.6
S.公務(他に分類されるものを除く)	261	46,334	2,341,272	24.7	6.2	3.5
第1次産業就業者数	107	28,223	2,127,521	10.1	4.2	3.5
第2次産業就業者数	178	105,387	15,317,297	16.9	14.3	23.7
第3次産業就業者数	770	597,344	48,023,618	73.0	81.5	72.8

産業構造（第1～3次産業の割合）



資料出所：国勢調査

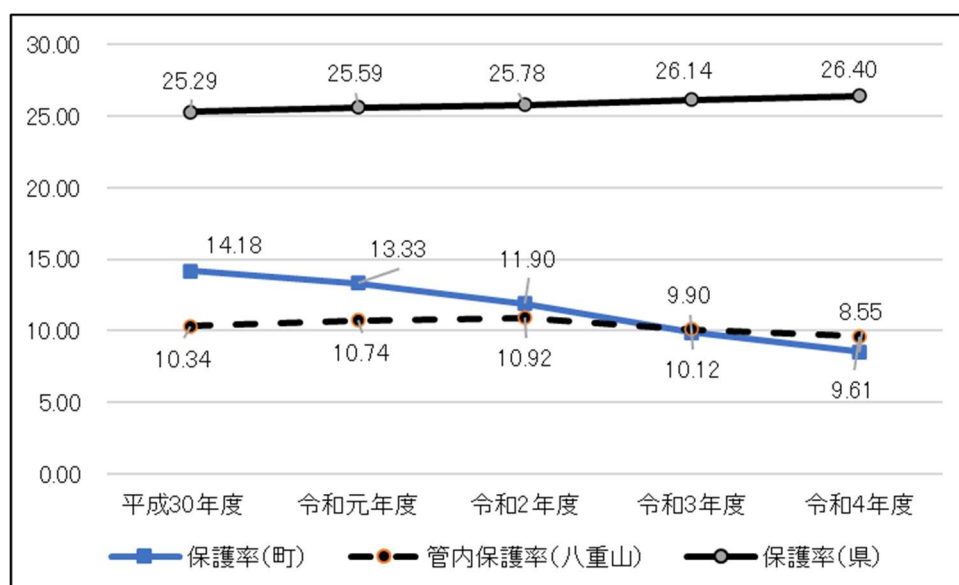
(5) 生活保護率

生活保護率をみると、平成30年度から令和2年度までは八重山圏域の保護率より高い数値だが、令和3・4年度は低い保護率となっています。

生活保護率等の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被保護世帯	19	18	17	15	14
人数(人)	24	23	20	17	15
保護率(町)	14.18	13.33	11.9	9.90	8.55
保護率(八重山)	10.34‰	10.74‰	10.92‰	10.12‰	9.61‰
保護率(県)	25.2979‰	25.59‰	25.78‰	26.14‰	26.40‰

単位：保護率‰(パーミル)は千分率



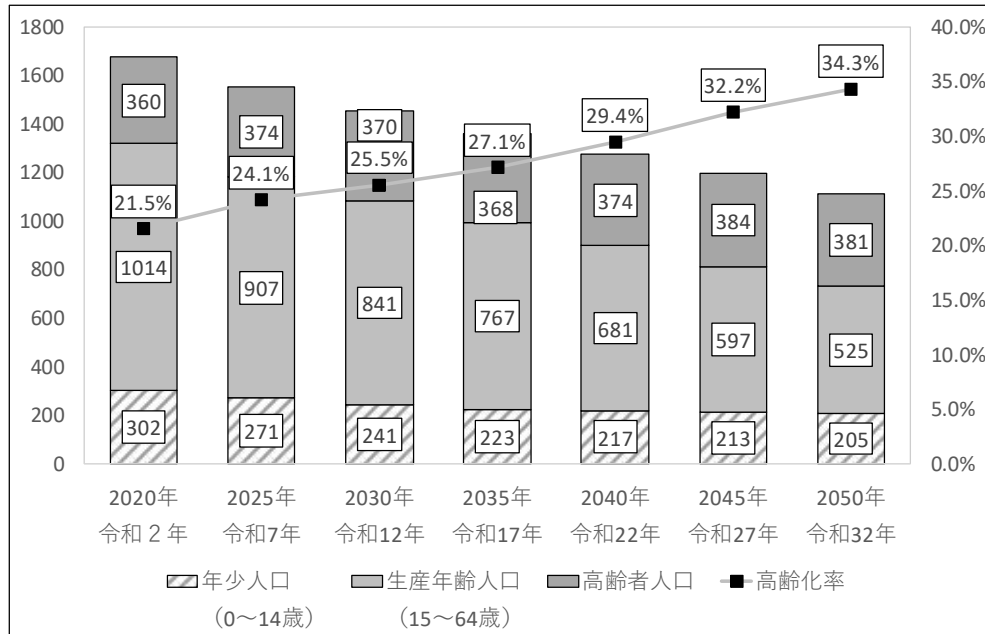
資料出所：令和5年度沖縄県の生活保護（資料：令和4年度生活保護統計）

(6) 地域福祉を考えるための統計数値

① 高齢者の状況

高齢者の推移予測をみると、年少人口、生産年齢人口は減少が予測される一方、高齢者人口は大きな変動は予測されていません。また、高齢化率は今後上昇すると予測されています。

高齢化率の推移



(資料出所) 国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

② 介護保険

認定者数をみると、認定者数、認定率ともに横ばいで推移しています。

ア 認定者数

要介護認定者数の推移(第1号被保険者)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平均
認定者数(人)	62	56	61	68	67	63
要支援1(人)	11	5	7	5	7	7.0
要支援2(人)	6	5	6	7	4	5.6
要介護1(人)	14	12	14	10	7	11.4
要介護2(人)	1	9	9	17	15	10.2
要介護3(人)	8	7	3	7	10	7.0
要介護4(人)	14	12	13	13	13	13.0
要介護5(人)	8	6	9	9	11	8.6
第1号被保険者数	368	361	367	382	389	373.4
認定率	16.8%	15.5%	16.6%	17.8%	17.2%	16.8%

資料出所：厚生労働省 介護保険事業状況報告(暫定)より

イ 介護サービス受給者数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
(1) 居宅サービス	24	21	24	31	37
(2) 地域密着型サービス	10	9	5	7	12

資料出所：高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

ウ 施設サービス受給者数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和元年との比
介護老人福祉施設	6	7	6	5	6	1.0
介護老人保健施設	9	10	11	10	7	0.8
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	-
介護医療院	0	0	0	0	0	-
施設サービスの受給者数 (第1号被保険者)	14	16	15	14	12	0.9
※【参考】施設サービスの受給者数 (第2号被保険者数)	1	1	2	1	1	1.0

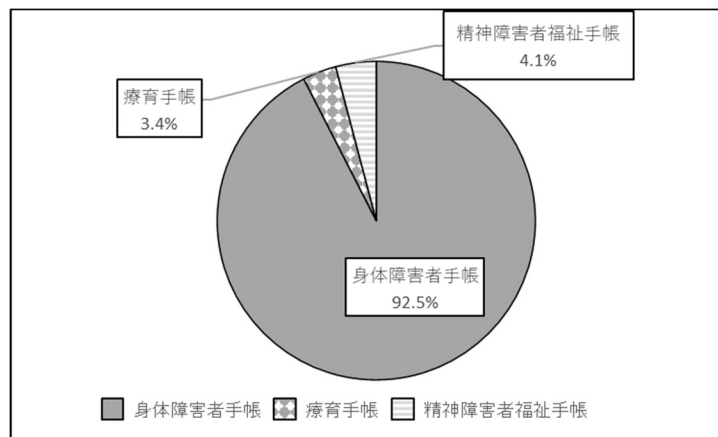
資料出所：厚生労働省 介護保険事業状況報告（暫定）

③ 障がい者の状況

本町の3つの障害者手帳所持者数は以下のとおりとなります。

各種障害者手帳の所持状況

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者福祉手帳	障害者手帳所持者計
所持者数	135	5	6	146
割合	92.5%	3.4%	4.1%	100.0%



資料出所：与那国町障害福祉計画

④子育ての状況

ア 児童人口

1) 保育所

慢性的な保育士不足になっています。安心して子どもが預けられるよう保育士の確保が課題となっています。

町立保育所（令和6年4月現在）

開所時間				延長保育		特別保育実施状況				
月～金 (平日)		土		月～金 (平日)	土	障がい 児保育	一時 預かり 保育	休日	地域活 動事業	子育て 支援 事業
開始	終了	開始	終了	×	×	×	×	×	○	○
8:00	17:30	8:00	12:00							

未就学児

年齢	人数
0歳児	8
1歳児	15
2歳児	9
3歳児	20
4歳児	15
5歳児	16

保育所入所児童・在宅児数等

在園児	人数
0歳児クラス	2
1歳児	4
2歳児	6
3歳児	12
合計	24
在宅児 (未就学児)	29

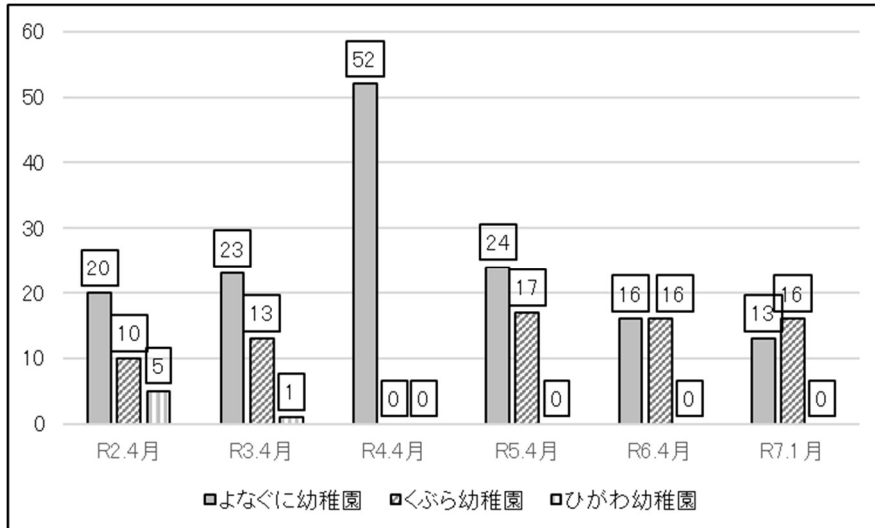
資料出所：与那国町役場

2) 幼稚園

本町には3つの幼稚園がありますが、ひがわ幼稚園の休園が続いていることから、解決に向けて取り組む必要があります。

幼稚園児数の推移（R2～R6）各4月 R7年1月現在

幼稚園	R2.4月	R3.4月	R4.4月	R5.4月	R6.4月	R7.1月
よなぐに幼稚園	20	23	52	24	16	13
くぶら幼稚園	10	13	休園	17	16	16
ひがわ幼稚園	5	1	休園	休園	休園	休園
幼稚園計	35	37	52	41	32	29



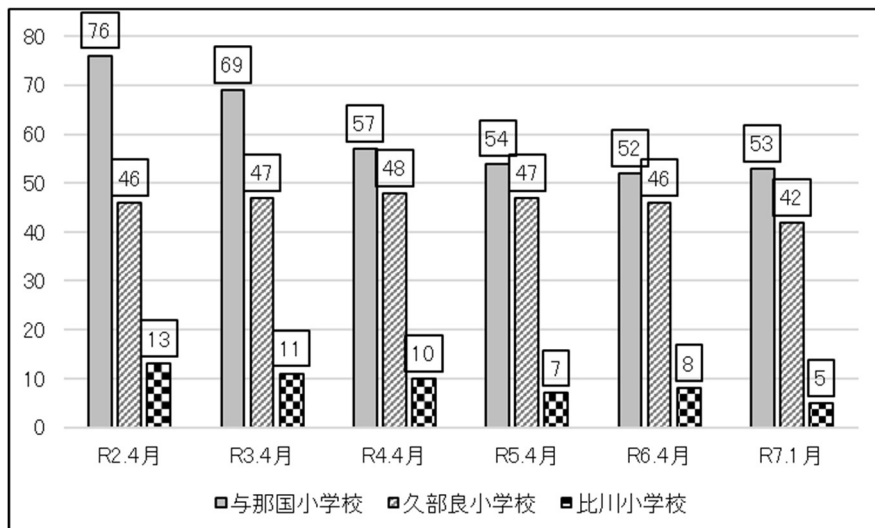
資料出所：与那国町教育委員会

3) 小学校児童の推移

本町には3つの小学校があり、計100人が在籍しています。

小学校児童の推移（R2～R6）各4月 R7年1月現在

小学校	R2.4月	R3.4月	R4.4月	R5.4月	R6.4月	R7.1月
与那国小学校	76	69	57	54	52	53
久部良小学校	46	47	48	47	46	42
比川小学校	13	11	10	7	8	5
小学校計	135	127	115	108	106	100



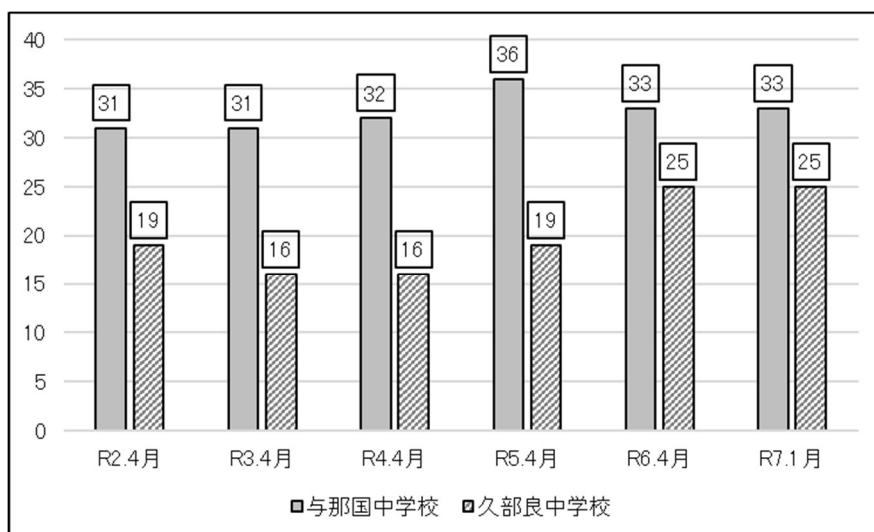
資料出所：与那国町教育委員会

4) 中学校生徒の推移

本町には2つの中学校があり、計58人が在籍しています。

中学校児童生徒数の推移（R2～R6）各4月 R7年1月現在

中学校	R2.4月	R3.4月	R4.4月	R5.4月	R6.4月	R7.1月
与那国中学校	31	31	32	36	33	33
久部良中学校	19	16	16	19	25	25
中校計	50	47	48	55	58	58



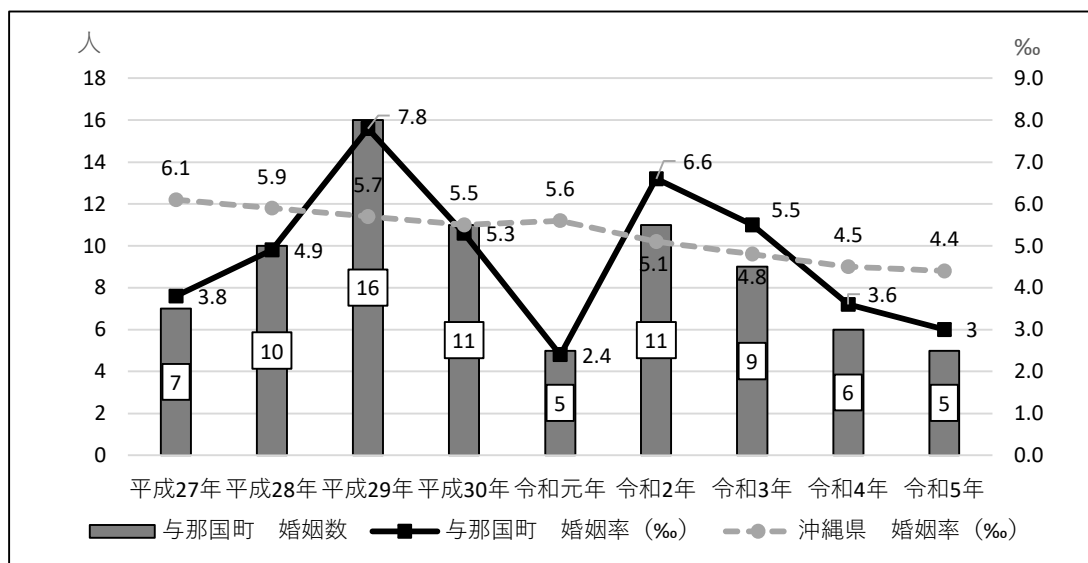
資料出所：与那国町教育委員会

⑤婚姻率・離婚率・未婚率・出生率について

ア 婚姻率

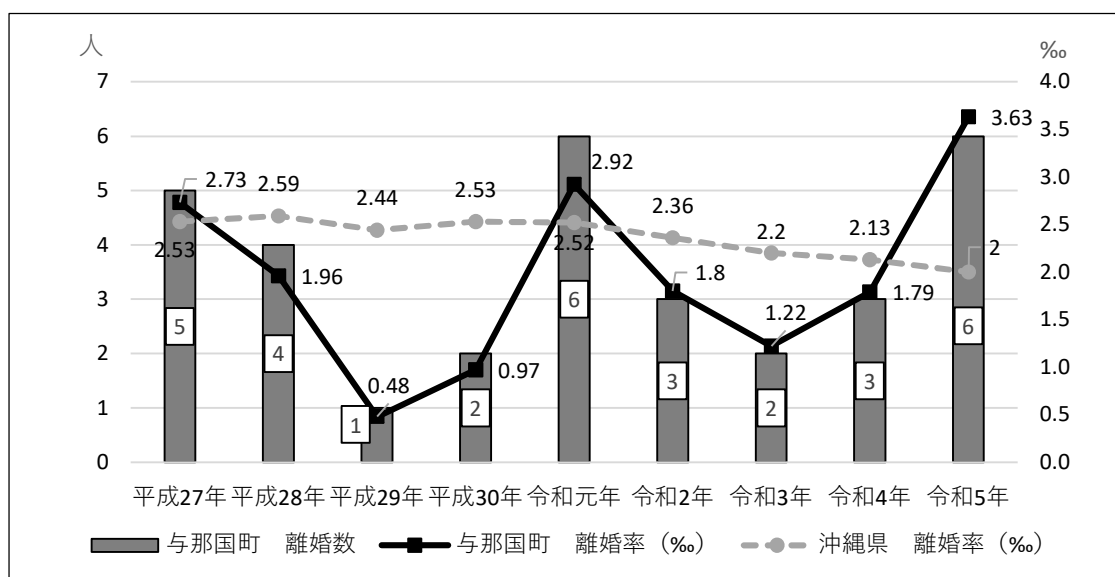
本町の婚姻率を沖縄県と比較すると、令和 4.5 年は県平均より低く、離婚率では、令和 5 年は県平均より高いものの年によって変動があります。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
与那国町 婚姻数	7	10	16	11	5	11	9	6	5
与那国町 婚姻率(‰)	3.8	4.9	7.8	5.3	2.4	6.6	5.5	3.6	3
沖縄県 婚姻率(‰)	6.1	5.9	5.7	5.5	5.6	5.1	4.8	4.5	4.4



イ 離婚率

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
与那国町 離婚数	5	4	1	2	6	3	2	3	6
与那国町 離婚率(‰)	2.73	1.96	0.48	0.97	2.92	1.8	1.22	1.79	3.63
沖縄県 離婚率(‰)	2.53	2.59	2.44	2.53	2.52	2.36	2.2	2.13	2



資料出所：沖縄県「人口動態統計」

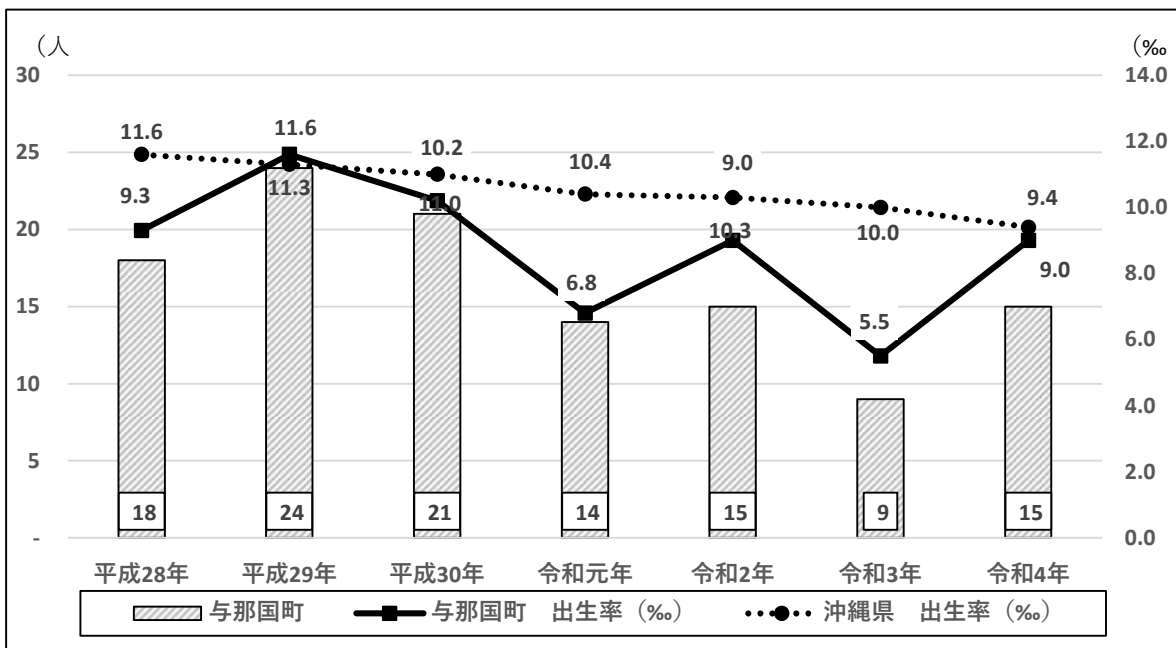
ウ 出生率と合計特殊出生率

出生率をみると、本町においては令和2年を除き、県平均より低くなっています。

合計特殊出生率をみると、平成5～14年を除き、県平均と大きな差異はありません。

出生率

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
与那国町	18	24	21	14	15	9	15
与那国町出生率(‰)	9.3	11.6	10.2	6.8	9.0	5.5	9.0
沖縄県出生率(‰)	11.6	11.3	11.0	10.4	10.3	10.0	9.4



資料出所：沖縄県「人口動態統計」

合計特殊出生率の推移 (平成5年～平成29年)

	平成5年～平成9年	平成10年～平成14年	平成15年～平成19年	平成20年～平成24年	平成25年～平成29年	平成30年～令和4年
与那国町	2.16	2.12	1.79	1.89	1.98	1.8
沖縄県	1.9	1.83	1.74	1.86	1.93	1.8
全国	—	1.36	1.31	1.38	1.43	1.33

資料出所：厚生労働省

「平成30年～令和4年人口動態保健所・市区町村別統計の概況」



(7) 地域福祉を支える社会資源

与那国町の社会資源

分 類	名 称	備 考
関係団体・組織	与那国町社会福祉協議会	
	与那国町民生委員・児童委員	民生委員8名 このうち2名は児童委員を兼務
	与那国町老人クラブ連合会	
	与那国町女性連合会	会員 37 名
	与那国町商工会	
	与那国町漁業共同組合	
	J Aおきなわ与那国支店	
	与那国町子ども会育成会	子供会5団体
	与那国町青年団協議会	
	与那国町自治公民館連絡協議会	公民館長：5 名
相談員・協力員	行政相談委員	1 名
	人権擁護委員	2 名
	母子保健推進員	6 名
保健・医療施設	与那国町診療所	訪問看護
	町立歯科診療所	今後開院に向け調整中
福祉施設・事業所	保健センター	多目的ホール：1 室 調理室：1 室 和室：1 室 相談室：1 室
	子育て支援センター「あがみパーク」	保育室：2 室 授乳コーナーあり
	特別養護老人ホーム 月桃の里	令和 6 年 11 月末閉所
	社会福祉協議会 「ケアセンターがんどろ」	通所型介護施設 定員：10 名 訪問介護
	社会福祉協議会 「ミニデイ」	介護予防事業 定員：30 名
	社会福祉協議会その他 配食サービス、居宅介護支援事業所(ケアプラン作成)、移送支援、サロン運営、 保育サポートセンター等	
	与那国町観光協会	

(8) 沖縄県内の状況・与那国町の課題

〈県内〉

- 子どもの貧困、虐待の件数の増加、ニート、非正規雇用率、年収200万以下の給与所得者の割合は全国で最も高い値となっており、複合的な課題を抱える県民が多く存在します。
- 地域を基盤とした活動を行う民生委員・児童委員の充足率は全国最下位です。家族形態の変化、人口の都市集中、人口の流入や流出、自治会加入率の低下、各種地域活動の担い手の確保、育成が困難になることや、地域で課題を抱える住民が見えづらくなることが懸念されています。
- 自殺総合対策行動計画の報告によると、令和5年度自殺者数は266人です。毎年9月10日の「世界自殺予防デー」から始まる(9月10日から9月16日)を「自殺予防週間」と位置づけ国や地方自治体等が一体となって啓発活動を行っています。また3月は進学や就職、転勤など生活環境が大きく変動することが多い時期ということもあり、年間月別自殺者数が多くなる傾向にあることから、国は毎年3月を「自殺対策強化月間」と位置付け、国や地方自治体等が一体となって啓発活動を実施しています。八重山圏域に関しては、自殺者の割合が30~50代、80歳以上男性で高く、女性においては40代が高い傾向にあります。各市町村においてはゲートキーパーの養成や対策の強化を推進しています。
与那国町においては自殺の件数は確認していませんが、孤独死の発生が令和5年度以降に町内で3件確認されています。
- 沖縄県で2021年11月にヤングケアラーに関する実態調査を行った結果、1088人の子どもがヤングケアラーに相当すると確認されました。これは、学業の影響や子どもの人権が尊重されていない事が報告され支援が急務となっています。県では子どもの貧困対策推進会議において「子どもの貧困対策計画」に追加し早期に取り組み支援を図っていく方針を発表しました。

〈与那国町〉

アンケート調査・関係団体ヒアリングからの解析

(障害・高齢者・子ども子育て・総合計画より)

(公) + (民) + (民生委員・児童委員) + (地域見守り隊) の連携 + 住民

- 人口の流出問題：(家族に病人がある場合には島外に出なくてはならない。雇用の創出)
- 少子高齢化問題：(子育ての環境、居場所づくり、社会参加)
- 自殺対策・孤独死対策・貧困対策・相談支援体制の強化
- 防犯・防災・感染症対策：(防犯に対する取組 防災に関する取組 感染症対策 備蓄問題)
- 特養の閉鎖・独居老人の増加・年金所得のみの生活者問題、認知症の高齢者対応
- 住居問題：(離島において建築費の高騰問題や住居の整備がなされていない事で住みつけない)
- 医療問題：(救急の場合の対処問題、渡航費、出産に係る問題、入院・通院)
- 担い手：(地域のリーダーの育成。地域見回り隊の結成。介護人材・保育士の確保。)

(9) 前期計画の評価

前計画の基本目標別の進捗、評価の一覧は以下のとおりです。

基本目標 1 島にある人材・社会資源を活用して住民の手で島の福祉をつくる

① 地域の見守り・支え合いネットワークの形成

行政の福祉サービスの水準を高めるためには、行政・社会福祉協議会・生活圏*における地域団体のこれまでの取り組みだけでなく、住民ひとりひとりが地域の生活課題について主体的に考え、行動することが重要です。

そのためには、制度の狭間にある人や複合的な問題を抱える人など、見守りを必要とする人を地域で見守り、支えていく必要があることから、行政・住民・社会福祉協議会、地域団体等と連携・協力し、分野横断的な対応を図ることができるよう、生活圏におけるネットワークにより地域力を強化します。

*生活圏とは3集落(祖納、久部良、比川)のことをいう。

取り組み	内容	担当課 機関	進捗評価	方向性	実施内容・方針
1. 地域団体や関係機関の連携・機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑多様化する福祉課題に対して、地域団体や関係機関等が情報共有、ケース検討、サービス調整等の連携を図り、ネットワークを形成できる場づくりを支援します。 ・子育て世帯やひとり暮らし高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭、生活困窮者についてなど、分野を超えた連携体制の強化を図り、地域力の向上を目指すなど支援力の強化を図ります。 ・要援護者についての地域からの情報提供や庁舎内の情報共有と連携、個別訪問や聞き取りなどのアウトリーチ（訪問型の相談支援）機能の強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・教育委員会・社会福祉協議会・地域団体等 	<p><II> 一定の成果は上がっている</p>	<p> 現状維持</p>	<p>月に一度地域ケア会議を開催。診療所・役場・社会福祉協議会が集まり、分野を超えてケースに応じた個別対応の検討や実施等様々な視点から検討・アプローチできるよう連携を図っている。</p>

【 評価基準と方向性 】

■ 事業評価

I 成果は上がっている II 一定の成果は上がっている III 成果は上がっていない

■ 事業の方向性

A 拡充 B 現状維持 C 縮小(廃止を含む)

取り組み	内容	担当課 機関	進捗評価	方向性	実施内容・方針
2. 生活圏におけるネットワークの設置・活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが地域で安心して生活し続けられるよう、日常的な声かけや見守り活動、相談支援等に関わる生活圏におけるネットワークの設置に向けて支援を行います。 ・地域福祉に関する講演会やセミナーを実施するとともに、町主催のイベント（福祉と健康づくりのつどい）等を活用して生活圏におけるネットワークをはじめとする地域福祉に関する取り組みについての報告の場を設け、意識啓発に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・社会福祉協議会 ・地域団体等 	<Ⅱ> 一定の成果は上がっている	 現状維持	人口規模の問題等により、生活圏単位ではないが、見守り隊による見守りや民生委員や駐在の見守り・声かけを与那国町全体で取り組んでいる状況。地域福祉に関する取り組みについては、特定の人向けではなく多数の目に触れるよう広報よなぐにや社協だよりをもって報告の場としている。
3. 地域の見守り体制・支え合い活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動や支え合い活動を展開するなかで、気づきにくい複雑な問題への対策など、さまざまな機能を強化するため、民生・児童委員等の連携における相談支援活動への支援や誰もが気軽に集え、生活課題や理解の共有、協力を得るための機会づくり・場づくりにより、支援力を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・社会福祉協議会 ・地域団体等 	<Ⅱ> 一定の成果は上がっている	 現状維持	あがみパークの設置により、子育て世代が集いやすい環境は整いつつある。人口規模やプライバシーの問題もあり、地域福祉全体としては、様々な方面からの地域情報をもとにして地域ケア会議での連携・検討のほか、社協・役場が窓口となり個別にて相談支援を受けている。
4. 地域福祉懇談会、連絡会の開催の促進・広報周知の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各生活圏の特性を生かしながら、それぞれの生活圏で地域の課題や地域福祉などについて話し合う場を設け、定期的に地域福祉懇談会や各種連絡会の開催を促進し、情報交換を通じて住民の実態や課題把握に努めます。 ・地域福祉の意義や必要性について、さまざまな機会をとらえて広報・周知を推進し、地域全体で地域福祉を推進するための気運を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・社会福祉協議会 ・地域団体等 	<Ⅱ> 一定の成果は上がっている	 現状維持	連絡会や懇談会の開催は行われていないが、各生活圏内での地域行事や集まり等で、公民館民が集う機会に住民の実態や課題把握等情報交換を行っている。

② 生活圏単位での人材、既存施設を活用した福祉活動の推進

地域福祉を町全体で推進していくためには、様々な人材・社会資源が必要です。しかし、少子高齢化や地域の人口の減少など、多様化する生活課題や福祉ニーズに十分に対応しきれないのが現状です。少子高齢化や地域の人口の減少などを背景とした近隣関係は、比較的良好なもの昔と比べるとやや希薄化の傾向もみられます。

そこで、町内にある様々な社会資源や人材を再検証し、住民の生活の質を向上させるために、生活圏単位（地区等）での資源の活用を図ります。

取り組み	内容	担当課 機関	進捗評価	方向性	実施内容・方針
1. 各生活圏の活動に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 各生活圏は、住民主体の活動を取りまとめる組織として重要な役割を担い、生活圏におけるネットワーク活動の推進等の多様な活動が求められており、自主的な地域活動を通して地域の福祉力を強め、安全と安心感に支えられた地域社会を形成していくため地域活動の活性化に向けた取り組みを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 長寿福祉課・教育委員会 社会福祉協議会 地域団体等 	<Ⅱ> 一定の成果は上がっている	 現状維持	サロン（100歳体操）やグランドゴルフ・母子推進委員による訪問やんくていの配布等各生活圏において活動がおこなわれている。
2. 地域活動団体等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活圏単位で、民生・児童委員をはじめ子ども会、青年会、婦人会、老人クラブ等の地域組織やボランティア等の地域活動団体が、地域福祉推進体制の確立に向けて積極的に取り組むことが求められるため、団体活動に対する助成の実施、活動に対する有償化等を検討し支援します。 また、各種団体と連携し地域福祉活動を主導的に進めるリーダー的人材の育成と確保ができるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 長寿福祉課・社会福祉協議会 地域団体等 	<Ⅱ> 一定の成果は上がっている	 現状維持	サロン団体への助成を実施している。老人クラブ等活動実績に応じた対応できる体制は整っている。子供の数の減少による子供の会の休止等団体によっては活動機会が減少したり、組織の統合・変更等しているものもある。
3. 地域におけるリーダー・キーパーソンの発掘・確保	<ul style="list-style-type: none"> 生活圏におけるネットワークづくり等の地域の支え合いの中心的な役割を担うリーダーについて、生活圏単位での発掘・確保を図り、ボランティア活動等のキーパーソンと連携するとともに、コミュニティソーシャルワーカー（必要性等後述）がコーディネートしていく体制づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 長寿福祉課・社会福祉協議会 地域団体等 	<Ⅲ> 成果は上がっていない	 現状維持	各生活圏においてのキーパーソンやリーダーの設置は人材の不足もあり、発掘が困難。兼任ではあるが CSW が対応している状況。

取り組み	内容	担当課 機関	進捗評価	方向性	実施内容・方針
4. 地域ボランティア人材の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民がそれぞれの立場で気軽に参加できる環境づくりを進めるとともに、幅広いボランティア活動を推進するために、社会福祉協議会に生活圏ごとの福祉活動を担う有償（ポイント制・対価）登録制のボランティアバンクを設置し、必要なサービスの提供を生活圏単位のリーダー等と連携して支援します。 ・地域福祉の意義や必要性について、さまざまな機会をとらえて広報・周知を推進し、地域全体で地域福祉を推進するための気運を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・社会福祉協議会 ・地域団体等 	<Ⅲ> 成果は上がっていない	 現状維持	ボランティアバンクは設置できていないが、有償ボランティア制度の設置はあり、主導的に進められるよう活動を支援している。
5. 福祉活動拠点の確保と整備	<ul style="list-style-type: none"> ・共生の地域づくりを推進するという視点に立ち、既存公共施設等を有効活用するための利用条件の基準設定及び緩和等、行政、関係機関と連携した公共施設の有効利用の方法を検討します。 ・空き家等の有効活用なども同時に検討していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・社会福祉協議会 ・地域団体等 	<Ⅱ> 一定の成果は上がっている	 現状維持	公共施設の借用については、与那国町の各管理課が基準・減免制度等設けて運用しており、利用の希望があれば提供している。 空き家バンクの設置はないが、土地や空き家の有効活用についての相談窓口の設置・広報を実施している。
6. 各生活圏間及び行政等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・各生活圏におけるネットワーク間で定期的に報告会、連絡会等を通じて各々の活動の参考点や改善点及び連携すべき活動の再検証等を、生活圏のリーダーが中心となって実施します（生活圏のとりまとめ役がコーディネーター役）。 ・生活圏におけるネットワークでの報告・連絡会の結果を踏まえ、行政・関係機関との調整・連携を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・社会福祉協議会 ・地域団体等 	<Ⅱ> 一定の成果は上がっている	 現状維持	各生活圏に定期的な報告や連絡に特化したネットワークの設置がない。必要に応じて組織からに限らず、多方面からの報告や相談をもって行政・社協との調整・連携を行っている。

③ 地域の中の「交流」「生きがい・健康づくり」の拠点となる場・体制の充実

新たに福祉活動に参加したいと考える個人や団体等の支援を強化し、活動に参加しやすい環境を整え、地域の中での「交流」「生きがい・健康づくり」の拠点となる『居場所』や体制の充実に努めます。

取り組み	内容	担当課 機関	進捗 評価	方向性	実施内容・方針
1. 交流機会の場・体制の充実、拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人々が気軽に集まり、お互いを理解しながらコミュニケーションを図り、人と人のつながり・絆を深めていくことができる場の整備が必要です。住民同士が気軽に交流できる場の整備を図るとともに、地域福祉に関わる多様な主体が積極的に参加できる機会の創設に努めます。 ・一部の地域で、高齢者・子どもの居場所づくりや地域活動を行っている「サロン」による福祉サービスが実施されており、その活動の充実を支援するとともに、立ち上げを進めている団体及び新規に創設をはじめようとする団体に対する、補助や活動の助成を行い、「交流」「生きがい・健康づくり」の拠点形成及び体制の拡充を推進します。 ・「交流」「生きがい・健康づくり」の拠点として、地域の広場、空き店舗、空き家など既存ストックを活用し、地域住民が気軽に集まり多様な世代が交流できる居場所づくりを推進します。 ・仲間づくりや交流活動の場は、多様な形態・主体で形成されることから、地域独自で実施している集い・交流・憩いの場は、福祉活動の一環としてとらえ、その活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・教育委員会・社会福祉協議会・地域団体等 	<p><Ⅱ> 一定の成果は上がっている</p>	<p> 現状維持</p>	<p>R6年度、交流ハウス「とっばるん」がオープン。さらなる準備を進めている段階ではあるが、地域の人や移住者が集まる交流の場となる。</p> <p>また、地域行事や公民館活動を通して、公民館が交流・憩いの場となり、人々の交流の場となっている。</p> <p>あがみパーク・サロンが開設されており、サロン団体への助成も実施しているが、運営する団体・人材の不足は深刻である。</p>

取り組み	内容	担当課 機関	進捗 評価	方向性	実施内容・方針
2. 利用しやすい相談窓口の整備拡充	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりは、一人ひとりが自分の健康を管理し、改善に取り組むことが基本ですが、個人だけでは健康づくり活動を維持するのが難しい面もあるため、健康づくり活動の継続性を確保できるように地域の絆を強め一体的に健康を守る場・体制の充実を図ります。 行政からの受託事業や各種福祉事業を通して、健康づくり推進員やインストラクター等による住民の健康運動が気軽にできる場・体制の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 長寿福祉課・教育委員会・社会福祉協議会・地域団体等 	<p><Ⅱ> 一定の成果は上がっている</p>	<p> 現状維持</p>	<p>毎年、住民健診を実施し、保健師や管理栄養士からの保健指導の機会ともなっている。また、毎年どうなん健康づくり 21 推進会議を開催し、各方面からの取り組み・計画の進捗を確認し、それぞれの場で健康づくりに活かせる様検討をかさねている。</p> <p>毎年開催される福祉まつりでは、体操やウォーキングイベント等を行い、運動習慣を身につけるきっかけづくりを行っている。</p>
3. 住民による個別支援体制のネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 祭事・伝統行事などを通して地域に関わりをもつことで、地域全体のつながりやふれあいの輪が広がるように、子ども会、青年会、婦人会、老人クラブ等と連携し、世代間・地域間交流の充実に努めます。 若い世代が、地域の伝統行事を受け継ぎ、活動を通して地域との関わりを強めていくことができるように、地域行事等の活性化を支援する取り組みを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 長寿福祉課・社会福祉協議会 地域団体等 	<p><Ⅱ> 一定の成果は上がっている</p>	<p> 現状維持</p>	<p>公民館ごとに、地域の祭事や伝統行事などの集まりがあり、公民館活動に参加する事で年齢や性別にかかわらず、地域のつながりや交流を持つことができている。</p> <p>旧益エイサーにおいても、青年会のみにとどまらず、幼稚園児～学生にあたっても参加し、地域文化の知識を深めるほか、他世代と交流を持つきっかけや話題の元ともなっている。</p>

基本目標 2 情報提供と相談体制の仕組みづくり

① 地域の組織団体による相談体制の充実

地域福祉活動の出発点として、地域住民に何か不安や困ったことが発生したり、ちょっとした変化や異変に気づいたときに、身近な地域の組織団体等で気軽に相談できる体制を整えておくことが重要です。

そのためには、地域住民をはじめ、関係団体や事業者などが連携し支援が必要な人のニーズを的確にくみとり、適切なサービスや支援につなぐことができる体制をつくるとともに、専門職の確保など相談体制の充実を図ります。

取り組み	内容	担当課 機関	進捗 評価	方向性	実施内容・方針
1. 身近な地域におけるコミュニティソーシャルワーカーによる相談支援体制の充実	<p>・公的サービスのみでは対応できない悩みや不安を抱える住民の適切な支援につなげていくため、身近な地域での多様な相談窓口の整備を図るとともに、相談したいときに、いつでも気軽に相談できる仕組みや相談内容に総合的に対応支援するため、専門的な立場で支援につなぐことができるコミュニティソーシャルワーカーの適正配置を行います。</p> <p>・コミュニティソーシャルワーカーは、民生・児童委員、地域包括支援センター、関係機関等との協議・連携体制を強化し、多様な専門職・知識による地域組織によるアプローチを可能とした相談支援ネットワーク体制の充実に努めます。</p> <p>・個別課題に的確に対応するため、地域資源の活用、関係機関等との連携体制構築や各種サービス等の調整機能を担う、コミュニティソーシャルワーカーの確保と適正配置を推進します。</p>	<p>・長寿福祉課・社会福祉協議会 ・地域団体等</p>	<p><Ⅲ> 成果は上がっていない</p>	<p> 現状維持</p>	<p>住民が気軽に相談できる機関として、役場及び社会福祉協議会を設置している。</p> <p>特に、社会福祉協議会を相談窓口とする利用が増加しており、各機関やサービスへつなぎ、課題解決に向けた対応をおこなっている。</p> <p>実際に、社協に所属する、コミュニティソーシャルワーカーが調整機関となって各種の課題や問題解決の担い手となっているが、人材不足の観点から、専任での配置は困難である。</p>

【 評価基準と方向性 】

■ 事業評価

I 成果は上がっている II 一定の成果は上がっている III 成果は上がっていない

■ 事業の方向性

A 拡充 B 現状維持 C 縮小(廃止を含む)

取り組み	内容	担当課 機関	進捗 評価	方向性	実施内容・方針
2. 利用しやすい相談窓口の整備拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・関係課が受け持つ相談窓口や地域包括支援センター、社会福祉協議会等が実施する各種相談（電話、来所、訪問）窓口を紹介するチラシ、パンフレット等を作成しホームページにも掲載してニーズに応じた相談窓口の利用を促進します。 ・来所、電話相談をはじめ、インターネットやメール等の情報媒体の活用やアウトリーチ（訪問型相談支援）による相談体制の充実を図るとともに、相談者がいつでも気軽に利用できる相談窓口の整備拡充に努めます。 ・生活圏におけるネットワークごとに設置された、地域の身近な相談窓口として活用・機能できるように民生・児童委員との連携や、出張相談の定期開催等を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・社会福祉協議会 ・地域団体等 	<p><Ⅱ> 一定の成果は上がっている</p>	<p> 現状維持</p>	<p>与那国町での相談窓口は、役場・社会福祉協議会という観念が根付いており、新たな相談窓口の開設や情報の提供は行っていない。 一時的に相談窓口を設置したり、外部の相談機関が出張相談等する際には、防災無線や町LINE・SNS等での情報提供を行っている。</p>
3. 住民による個別支援体制のネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との信頼関係を活かし、地域で要支援者を支えることの大切さを発信していくとともに、生活圏におけるネットワーク等の地域の支えあいの中心的な役割を担うリーダー・キーパーソンを中心に、困りごとを抱えた人を見つけ支えることのできる「住民による個別支援のネットワーク化」（インフォーマルサービスの整備・活用）を進めます。 ※インフォーマルサービス:見守り等制度によらない地域住民によるサービス ・共助圏域内の支援ネットワークづくりや個別支援方法等を検討する場として、生活圏を単位とした関係者で構成するネットワーク会議の設置、運用のあり方を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・社会福祉協議会 ・地域団体等 	<p><Ⅲ> 成果は上がっていない</p>	<p> 現状維持</p>	<p>人口規模の小さな離島地域ならではの地域における近所付き合いやゆいまーる・親類関係による助け合いにより、信頼関係や生活環境が構築されている。各公民館の館長や役員はいるが、地域福祉に特化したリーダーやキーパーソン及びネットワークの構築については、人材の不足等により設置は困難。</p>

② 情報提供・総合相談支援体制の充実

住民が抱える生活課題や福祉課題は必ずしもひとつだけでなく、複数の課題が絡み合う場合もあり、様々な課題に関する相談に応じてもらえる「総合相談窓口」が、身近な地域に存在することが望まれます。

そのためには、地域住民が困りごとをもつ支援が必要な人を早期に発見し、協力して支援する地域の体制づくりとともに、地域住民・団体、専門機関・専門職、町が連携し、困りごとを抱えている人を総合的・包括的に相談支援できる体制づくりを構築します。

取り組み	内容	担当課 機関	進捗 評価	方向性	実施内容・方針
1. 相談に対する包括的な機能及び対応、相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内各課及び関連機関・施設等と連携し、住民からの相談に適切に対応できる相談体制を構築するとともに、相談に応じる職員の資質の向上や関係機関・地域団体・コミュニティソーシャルワーカー等との連携を強化するなど、ワンストップで相談を受けるような機能及び対応の充実を図ります。 ・個々の価値観や生活ライフスタイルの多様化に伴い一人ひとりの思いを大切にした福祉サービスの提供が必要とされていることから、社会福祉協議会等との協働・連携のもと、制度や組織の縦割りを超え、さまざまな生活課題及び住民ニーズに対応できる包括的な相談支援体制の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・社会福祉協議会・地域団体等 	<p><Ⅱ> 一定の成果は上がっている</p>	<p> 現状維持</p>	<p>人口規模の小さな町ならではのを活かし、役場や社会福祉協議会その他団体との連携や協力体制の構築のもと、相談支援体制を整えている。</p>
2. 住民のニーズに対応した、きめ細かな相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな相談、専門的な相談を実施するための相談窓口の体系化と、総合的な相談に対応できる体制づくりを進めるとともに、行政、関係機関、民生・児童委員等の相談窓口で、住民が的確なアドバイスや支援を得られるよう、職員、関係者の資質の向上を図るための研修等を行い、住民ニーズに即したきめ細かな相談体制の充実を図ります。 ・高齢者、障がい者（児）、子育てに悩む家庭など、状況に応じた対応ができるよう関係機関・施設との連携と情報提供・情報共有を図り、相談機能の強化を図るとともに、相談対応に際しては、住民に寄り添う姿勢で対応にあたり、外出が困難な相談者などに対しては必要に応じてアウトリーチ（訪問型相談支援）を実施するなど適切な支援を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・社会福祉協議会 	<p><Ⅲ> 成果は上がっていない</p>	<p> 現状維持</p>	<p>様々なケースや専門的な相談に対応できる窓口や相談員の設置・スキル向上に対する研修等については、人材不足等により、現状実施が困難である。</p>

取り組み	内容	担当課 機関	進捗 評価	方向性	実施内容・方針
3. コミュニティソーシャルワーク機能を高める体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会、地域包括支援センター及び福祉関係団体等との連携を図り、支援を必要とする住民の福祉ニーズに的確に対応するケアマネジメント体制を軸に、住民主体の支え合い活動や公的サービスを効果的に組み合わせ、要支援者の自立支援に関わる「与那国町版包括的地域福祉」を推進していくため、コミュニティソーシャルワーク機能の強化に取り組みます。 ・地域包括支援センターの働きかけにより、適宜ケアマネジャー（家庭児童相談員、保健師等）とコミュニティソーシャルワーカー、生活圏におけるネットワークに関わるリーダー及びキーパーソン等との協議の場を設置し、情報共有・ケース検討の場の充実やコミュニティソーシャルワークを担う役割としての機能向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・社会福祉協議会・地域団体等 	<p><Ⅱ> 一定の成果は上がっている</p>	<p> 現状維持</p>	<p>社会福祉協議会（CSW）・役場（包括支援センター）・診療所や駐在等が参加し開催している地域ケア会議の開催をもとに情報の共有・ケース検討を行っている。</p>
4. 住民へのわかりやすい情報発信（情報の発信側）	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報誌やホームページ、社協だよりなどさまざまなツール・場を活用し、住民に保健・福祉制度や福祉サービスの情報提供を引き続き実施し、情報が十分に行き届きにくい人に対しては、民生・児童委員や地域福祉団体等との連携のもとアウトリーチ（訪問型相談支援）の手法などにより情報発信に努めます。 ・行政や民生・児童委員協議会、町社会福祉協議会等が行う各種の取り組みに関する情報をわかりやすく開示するように努めるとともに、より地域へ情報が行き渡るよう、民生・児童委員や老人クラブ、婦人会等の地域活動団体への情報発信を強化します。 ・保健・福祉情報等を平等に入手利用できるよう、高齢者や障がい者（児）など、それぞれの人に有効な情報提供手段を検討・活用して情報提供を進めるとともに、公共施設のバリアフリーマップ化を図り随時更新し、住民へのわかりやすい情報発信を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・企画財政課・社会福祉協議会 	<p><Ⅱ> 一定の成果は上がっている</p>	<p> 現状維持</p>	<p>社協だより・広報よなぐに・議会だより等の情報誌のほか、町HPや防災無線、またSNSやLINEによる情報発信をおこなっている。地域見守り隊や民生委員・母子推進委員・女性連合会等人と人との間での情報共有に加え、あがみパーク・サロン等コミュニティ間での情報共有も行われている。現在、公共施設のバリアフリー化は追いついていない状況。</p>

取り組み	内容	担当課 機関	進捗 評価	方向性	実施内容・方針
<p>5. 利用しやすくわかりやすい情報提供体制の充実 (情報の受け手側)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報をリアルタイムに入手することが出来るよう、住民が利用しやすく、わかりやすい情報提供体制の整備を図ります。 ・市町村防災行政無線、地元新聞等の情報媒体の活用を図るとともに、受け取る側に配慮した情報のバリアフリー化を推進するなど、身近な地域において、誰もが、いつでも手軽に福祉情報等を入手できる情報提供機能を高めます。 ・住民がよく利用する場所(スーパー、売店、ターミナル)等に福祉情報コーナーを設置したり、掲示板等の有効活用を図るなど、身近な場所で福祉情報が手軽に入手できるような整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・総務課 ・社会福祉協議会・企画財政課 	<p><Ⅱ> 一定の成果は上がっている</p>	<p> 現状維持</p>	<p>以前から使用している与那国町HP・防災無線と併せて、SNSや与那国町公式LINEでの情報発信を行っている。</p>

基本目標 3 安心・安全に暮らせる福祉サービス環境づくり

① 保健・福祉サービスの充実と支援をつなぐ連携の強化

複雑で多様化・深刻化する地域の課題・ニーズに対し、地域住民をはじめ、行政や関係機関・地域団体などがパートナーシップのもと解決し、要支援者が適切な支援を受けることができる福祉サービスが整った、安心して暮らせるまちを目指します。

そのためには、行政・社会福祉協議会、地域包括支援センター、医療福祉機関が各々の業務の一環で要支援者の実態を把握するだけではなく、網羅的に実態を把握し必要に応じて各々の領域を超えて、要支援者を適切なサービスにつなげていくことができる連携体制をつくります。

取り組み	内容	担当課 機関	進捗 評価	方向性	実施内容・方針
1. 福祉に関わる各主体の連携強化とサービス提供のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> サービスを必要とする人のニーズや状況を把握し、各主体が適切かつ確かなサービス提供につなぐことができるよう、総合的に連携しあう体制の強化を進めます。 保健・福祉の各担当課及び関係機関と連携を強化し、地域に密着したサービス提供のネットワーク化を図ります。 的確なサービスを提供できるよう、利用者の状況に応じて複数のサービス提供のネットワーク化を図ります。 福祉ニーズを的確に把握し、サービス調整の仕組み強化のため、福祉ニーズと福祉サービス・人的資源のマッチング機能の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 長寿福祉課・企画財政課・社会福祉協議会 	<p><Ⅱ> 一定の成果は上がっている</p>	<p> 現状維持</p>	<p>社会福祉協議会（CSW）・役場（包括支援センター）・診療所や駐在等が参加し開催している地域ケア会議の開催をもとに情報の共有・ケース検討を行っている。</p>

【 評価基準と方向性 】

■ 事業評価

I 成果は上がっている II 一定の成果は上がっている III 成果は上がっていない

■ 事業の方向性

A 拡充 B 現状維持 C 縮小(廃止を含む)

取り組み	内容	担当課 機関	進捗 評価	方向性	実施内容・方針
2. 社会福祉協議会・地域活動団体等の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の活動の活性化による地域福祉の推進に向け、共催事業や提携事業の拡大を図り、その活動を支援していきます。 ・ボランティア活動促進の中心的役割を果たす社会福祉協議会への支援と連携強化を図るとともに、様々なボランティアニーズに沿った活動に対する相談・助言・支援ができるよう事業の充実に努めるとともに、定期的に情報交換を行うなど、地域活動団体が行政に対して必要とするニーズの把握に努め、活動しやすい環境への支援拡大を進めます。 ・地域福祉に取り組むボランティア・地域福祉団体等に対して、情報提供、活動備品の提供、活動資金の助成等の支援を通じて育成に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・企画財政課・社会福祉協議会 	<p><Ⅱ> 一定の成果は上がっている</p>	<p> 現状維持</p>	<p>ボランティアセンターの立ち上げは行えていないが、子供会や学校団体等への助成を行い、活動しやすい環境への支援を拡大している。夏休みには、ボランティア体験も行っている。有償ボランティア制度を設け、社会福祉協議会が助言・相談しながら支援している。</p>
3. 地域活動団体・組織間の連携による担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の担い手の育成に向けて、地域福祉課題の情報共有、学習機会の創出、活動の場づくりなどのさまざまなステージを構築するため、意見交換・懇談会の開催など、社会福祉協議会などと密な連携を図り、ボランティアなどの福祉の担い手の発掘・育成に取り組みます。 ・地域の子育てボランティアの養成を進めるとともに、子育てサークルなどの活動を支援します。 ・介護予防・日常生活支援に関わる事業の実施を踏まえ、日頃の困りごとへの手助けや外出援助など軽度の要支援高齢者等に対する生活支援サービスを提供する体制づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・教育委員会・社会福祉協議会・地域団体等 	<p><Ⅲ> 成果は上がっていない</p>	<p><A> 拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の担い手となる人材が、不足しており育成や要請等を行えていない。 ・以前は、社協が場所を提供し、子育てサロンに住民が集まり活動していたが、あがみパークがR5年10月に開設してから、参加者が減少している状態が続いている。 ・福祉サポーターとして草刈り等の生活支援を実施している。

② 災害時、防犯体制の推進

自助・互助・共助の取り組みだけでは解決が困難なことは、公的サービス等の公助の取り組みが重要となるため、防災・防犯や生活環境の整備、各種サービスの質の向上など、安心・安全に暮らせる環境づくりを進めます。

そのためには、個人情報共有の必要性に対する理解を高め、災害が発生しても地域の要援護者が孤立せず、また、住み慣れた地域で安心して生活を継続できる支援体制を強化することが必要です。

取り組み	内容	担当課 機関	進捗 評価	方向性	実施内容・方針
1. 避難行動要支援者への支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要な支援を行えるよう、地域防災計画に基づき、地域住民や自治会、関係機関、民生・児童委員、防災機関等関係機関と協力し、災害時の情報提供体制や要援護者の避難支援体制の構築、自主防災関連の育成等に取り組み、平常時から地域ぐるみで連携の強化を推進します。 ・災害支援対策として、高齢者や障がいのある人など、特に支援が必要な人に対して「避難行動要支援者名簿」に基づき適正管理するとともに、災害時の避難を実効性のあるものとするためアウトリーチ（訪問型相談支援）個別計画を作成し、災害時等における安否確認や避難誘導等、地域ぐるみによる支援体制を図ります。 ・高齢者や障がいのある人などをはじめとした要援護者が避難生活を送る際、その負担が少しでも軽減されるよう、避難所となる公共施設の機能の確認・充実を図ります。また、高齢者や障がいのある人がバリアフリー、プライバシーなどの点で安心して利用できるよう、拠点となる福祉避難所機能の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・総務課（消防団など） ・社会福祉協議会・地域団体等 	<p><Ⅱ> 一定の成果は上がっている</p>	<p><A> 拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年に一度、自衛隊と協力し防災訓練を実施。また、沖縄県総合防災訓練等八重山のみならず、県・自衛隊が参加した避難訓練を実施もしているが、島内での医療機関や関係機関・地域の災害時の対応・施設や行政職員の動きに対して計画・認識が不十分。 ・個別の計画はないものの、高齢者のみの世帯・独居で支援が必要な世帯に関してはリスト化し、台風対策や避難誘導等対応している。また、フォローとして、被害調査や声掛けを実施している。 ・避難所として開設できる施設が限られているが、災害時はあらかじめ対策委員会を設置し、対応している。

取り組み	内容	担当課 機関	進捗 評価	方向性	実施内容・方針
2. 災害時における支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域防災計画」に基づき「災害時要援護者支援計画」を作成し、自治会単位で住民の生活圏内を基本とした「福祉マップ」の作成促進を図るとともに、福祉マップを活かした地域における支援体制づくりに取り組みます。 ・台風・風水害・地震など各種災害時に備えることができるよう、社会情勢に対応し、関係機関とも連携を図った地域防災計画の改定を引き続き進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・総務課（消防団など）・地域活動団体等 	<p><Ⅲ> 成果は上がっていない</p>	<p><A> 拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉マップの設置はないが、ハザードマップの設置はあり。 ・自然災害のみならず、台湾有事等に備えた計画・説明会も実施している。
3. 災害時の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームなどの福祉施設や保健センターなど公共施設と連携し、災害直後の高齢者の受け入れなど、高齢者や障がい者（児）の避難場所の拡充に努めるほか、八重山管内での広域連携も視野にいれた検討を図ります。 ・台風・地震や風水害に見舞われた際、行政の災害本部と連携し、被災者の自立とその生活を支援するため、ボランティアの力と被災者をつなげます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・総務課（消防団など）・社会福祉協議会・地域団体等 	<p><Ⅱ> 一定の成果は上がっている</p>	<p><A> 拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、島内に災害時のボランティア組織の存在はなく、必要時発足した際や島外からの派遣があった際は、災害対策本部により連携を図る。
4. 防犯情報の提供と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯意識を高めるための啓発活動を充実します。 ・防犯灯の設置や広報防災無線を活用した広報活動にも力を入れ、犯罪の起こりにくい環境整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・総務課（消防団など）・まちづくり課・地域団体等 	<p><Ⅲ> 成果は上がっていない</p>	<p> 現状維持</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・HPやLINE・防災無線を通じて、防災に対する啓発活動を行っている。防犯灯の設置はしていない。

③ 必要なサービスの提供と支援

行政の福祉サービスの水準を高めるためには、行政・社会福祉協議会・生活圏における地域団体のこれまでの取り組みだけでなく、住民ひとりひとりが地域の生活課題について主体的に考え、行動することが重要です。

そのためには、健康をはじめ高齢者、障がい者（児）、子どもに関連する計画などに基づき、必要な施策や福祉サービスの提供体制を充実させるとともに、誰もが安全・安心して快適に暮らせるように、平等に普通に生活できるように暮らせる生活環境の整備を推進します。

取り組み	内容	担当課 機関	進捗 評価	方向性	実施内容・方針
1. 子どもを育む環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援事業計画」でめざす”自分の子どもも人の子どももみんなで育てましょう”という理念に基づき、子どもの健やかな成長と子育て支援策を計画的に推進します。 ・住民の出会いや世代間交流の場となる地域ごとの「サロン」などを活用して、地域住民による自主的な子育て支援活動を促進します。 ・人のつながりの強い本町の地域性を活かし、担い手の確保・育成など、地域で子どもを育てるための住民の助け合い機能がさらに強化されるよう取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・教育委員会・社会福祉協議会・地域団体等 	<p><Ⅱ> 一定の成果は上がっている</p>	<p> 現状維持</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の子供会活動や公民館での地域行事・祭事を通じ、地域住民と子供がふれあう場があり、親族以外の大人から物を教わったり、一緒に過ごしたりする機会が年に数回ある。踊り等の伝統芸能やスポーツ等の指導も行われている。
2. 障がい者（児）の自立を支える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者計画・障がい者福祉計画」に基づき、障がい者（児）の自立を支援する取り組みを総合的に推進します。 ・学校教育や生涯学習、地域での交流事業、各種広報・啓発活動を通じ、障がい者（児）に対する理解を深める取り組みを推進します。 ・ライフステージに応じた発達障がい者（児）に対する療育支援とその家族に対する支援を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> 長・寿福祉課・教育委員会・社会福祉協議会・地域団体等 	<p><Ⅱ> 一定の成果は上がっている</p>	<p> 現状維持</p>	<p>町として障害者（児）に対する自立支援（精神通院・更生医療等）に対する助成を行っている。学校生活においては支援員の設置をしており個別に対応している。発達障害者（児）に対するセミナー等の開催もおこなっている。</p>

取り組み	内容	担当課 機関	進捗 評価	方向性	実施内容・方針
3. 高齢者の自立を支える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「どうなんがんどっプラン」に基づき、高齢者の自立を支援する取り組みを総合的に推進します。 ・有償ボランティアの活動の活性化に向けた支援に取り組み、高齢者の能力を活かした就業の充実や生きがいづくりを支援します。 ・地域のお年寄りが気軽に参加できる「居場所サロン」等の各生活圏での開設及びショートステイ提供施設の設置を支援します。 ・生涯学習講座について、興味や関心が高いテーマや男性も参加しやすい講座を開催するなど、高齢者の学習機会の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・教育委員会・社会福祉協議会・地域団体等 	<p><Ⅱ> 一定の成果は上がっている</p>	<p><A> 拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・数は少ないが、有償ボランティアとして福祉サポーターを設置し草刈り等の生活支援を実施している。 ・サロン・パークゴルフ・ミニデイサービス等は開催されているが、ショートステイの設置はできていない。 ・人口が少ないため、高齢者に特化したものではないが、与那国町立の図書室を活用し講座やセミナーが開催されている。
4. 生活困窮者に対する自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉ネットワークでのつながりや、社会福祉協議会などの関係機関・団体の協力を得てアウトリーチ（訪問型相談支援）による早期発見に努めます。 ・子どもの貧困対策を総合的かつ効果的に推進するため、関係課で情報共有と連携を図り、学習支援へのつなぎ・各種事業の実施に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・教育委員会・社会福祉協議会・地域団体等 	<p><Ⅱ> 一定の成果は上がっている</p>	<p> 現状維持</p>	<p>相談の受付や情報をもとに、社協により世帯訪問を実施し、生活福祉資金の説明や福祉事務所と連携した対応ができています。今後困窮するおそれがある人に対しては、状況に応じ、切れ目なく継続的な支援を提供し、生活困窮者の早期把握を実施している。</p>

④ 福祉施策、サービスの質の向上

地域住民が安心・安全に福祉サービスを利用することができるよう、利用者ニーズを踏まえたうえで、福祉サービスの質の向上に向けた取り組みを継続的に行うことが重要です。福祉従事者についても自らの知識や技術を向上させていくことが求められます。

そのためには、地域住民による助け合いや支え合い、行政の支援などにより誰もが心豊かに生活できる社会を形成し、必要なサービスを利用し、その人らしい生活を送ることができるよう権利擁護などの取り組みに配慮して推進していきます。

取り組み	内容	担当課 機関	進捗 評価	方向性	実施内容・方針
1. 福祉サービスの質の確保・向上と権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・福祉サービスの質的向上を図るため、サービス提供事業者等との協力・連携を推進するとともに、各サービスに対する住民の要望が発生した場合の対応を迅速に図り、サービス提供体制の改善に役立てます。 ・福祉ニーズに柔軟に対応し、より地域に密着したサービスとして提供できるように、サービスの種類や供給量の調整を行い、利用度の高いサービスの拡充に取り組みます。 ・福祉サービス提供者の一員としての立場を踏まえ、サービス利用に対する苦情解決体制の充実に努めるなど、常にサービスを受ける立場を考慮し良質かつ適切なサービスを提供する体制づくりを進めます。 ・各種研修会や講習会等への積極的な参加を支援するなど、職員の専門性を高め資質の向上に努めます。 ・さまざまな機会を利用し、住民の権利擁護の普及・啓発を進めます。 ・認知症や知的・精神障がいのあるひとなど、福祉サービスを適切に利用できるよう、成年後見制度や福祉サービス援助事業（地域福祉権利擁護事業）の周知と利用促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・教育委員会・社会福祉協議会・地域団体等 	<p><Ⅱ> 一定の成果は上がっている</p>	<p> 現状維持</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役場・社協が窓口となり、医療・社協・行政・事業者と連携を密に取りながら、サービスの提供体制について検討をしている。規模の小さい地域だからこそ、駐在や住民からの声を地域ケア会議において活かし、様々な制度や福祉サービスの利用促進を図れるよう試行錯誤している。

取り組み	内容	担当課 機関	進捗 評価	方向性	実施内容・方針
2. 人権意識や福祉のこころを育む広報啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報誌やホームページなどを活用して、人権尊重社会・男女共同参画社会、人権思想などの啓発についてのさまざまな情報提供を図ります。 ・児童福祉週間・月間、障害者週間、敬老週間などの時期に社会福祉協議会や町内関係団体、関係者と協力して啓発活動を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿福祉課・教育委員会・社会福祉協議会・地域団体等 	<p><Ⅱ> 一定の成果は上がっている</p>	<p> 現状維持</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会の開催やポスターの掲示を行っている。
3. 多様な活動機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから大人まで、気軽に参加できる行事やイベントを開催し、交流や生きがいづくりの機会を充実します。 ・身近な地域の中で、豊かな人生経験、特技や技能をもつ人たちの地域参加促進を図るため、行政や学校等のさまざまな事業や地域の福祉団体の活動との連携、協働によるボランティア活動の機会の充実に努めます。 ・自治会やボランティア・社会福祉協議会等の地域福祉活動が活性化するよう、活動情報の提供、広報誌やホームページを活用した活動紹介を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 長寿福祉課・教育委員会・社会福祉協議会・地域団体等 	<p><Ⅱ> 一定の成果は上がっている</p>	<p> 現状維持</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町の図書室を使用したイベントが不定期に開催されている。 ・ボランティア活動については、行政や地域の団体との連携以前に活動自体できていない状況。 ・広報よなぐに・社協だより・町HPのほか、SNSやLINEを活用した広報を行っている。

第3章 基本理念・基本目標の設定

1. 基本理念
2. 基本方針
3. 基本目標



第3章 基本理念・基本目標の設定

本町の地域福祉を取り巻く状況と課題から見る方向性を踏まえるとともに、上位計画で掲げている福祉にかかわる理念や目標との整合性及び連携等を考慮し策定しました。

「地域福祉計画」は、住民の主体的な福祉活動や福祉関係団体等とのネットワークの構築等、必要なサービスの提供や支援体制の在り方を示すとともに、地域のつながりを再構築し、お互いに助け合える環境づくりを目指し持続可能な取り組みを推進していきます。

本計画における「基本理念」及び「基本目標」を以下に設定します。

1. 基本理念

本計画は与那国町総合計画の基本的な考え方をベースに「自立」、「共生」、「連携・協働」の理念に立ち、一人ひとりがそれぞれの役目を明確にし、活力ある地域共生社会を目指します。

～「まるんな」でつくる島の暮らし～



「まるんな」の由来

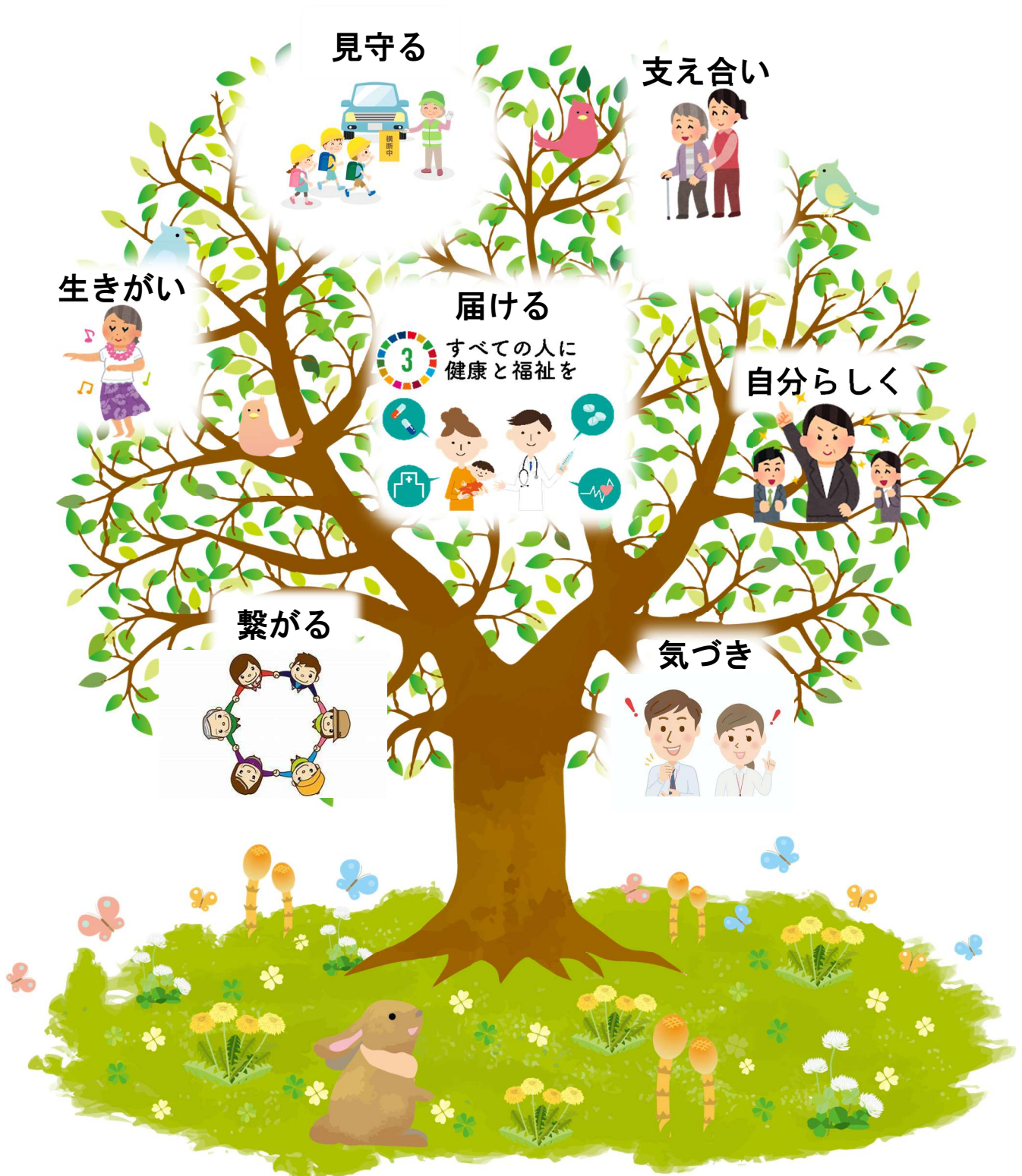
「まるんな」という言葉は、比川小学校で地域の人たちが一丸となり、一つの輪になって学校を守りぬくという理念から使われた言葉です。

「まるんな」には、「協働」と「輪」の思いが込められています。



2. 基本方針

住みなれた地域の中で、一人ひとりが個人として尊重され、思いやりと優しさをもって、互いを認め合い、支えあい、その人らしく自立することが出来るような笑顔あふれる共生の町を目指します。





3. 基本目標

本町における福祉課題の解決を図るため、3つの計画目標を定め、それぞれに推進項目を設定し、計画的に実施してまいります。



基本目標 1

安全・安心な生活環境の整備



基本目標 2

島にある人材・地域資源を活用して
住民の手で島の福祉を作る



基本目標 3

情報提供と相談体制の仕組みづくり



施策の体系図

基本理念	基本目標	基本施策
「まるとんな」でつくる島の暮らし	基本目標 1 安全・安心な生活環境 の整備	施策 1. 生活環境の整備（町づくりの推進）
		施策 2. 防犯及び再犯防止施策の推進 （与那国町再犯防止推進計画）
		施策 3. 防災・災害時要援護者支援対策の整備
		施策 4. 感染症対策の充実
		施策 5. 一人ひとりに寄り添った包括的支援体制 の充実
		施策 6. 人権擁護、自殺対策への取組
	基本目標 2 島にある人材・地域資源 を活用して住民の手 で島の福祉を作る	施策 1. 地域福祉の理解促進活動の推進
		施策 2. 地域福祉活動を担う人材の支援
		施策 3. 各福祉支援会議の連携と充実
		施策 4. 生活困窮者自立支援の推進
		施策 5. 少子高齢化対策の推進
	基本目標 3 情報提供と相談体制の仕 組みづくり	施策 1. 相談・情報提供体制の充実
		施策 2. 健康づくりの推進

第4章 施策の推進

基本目標1 安全・安心な生活環境の整備

基本目標2 島にある人材・地域資源を活用して
住民の手で島の福祉を作る

基本目標3 情報提供と相談体制の仕組みづくり



第4章 施策の推進

基本目標1 安全・安心な生活環境の整備

住み慣れた地域で快適に過ごすためには、安全・安心の確立が大前提です。高齢者、障がい者、要援護者が安全で快適に道路を歩行できるよう歩道の整備をはじめ、新設の建物にはバリアフリー化を推進していきます。地域社会の弱体化が進む中、大規模地震などの自然災害にどのように対処し、犯罪や事故をどのように防ぐかは住民の最大の関心事です。「与那国町防災計画」に基づく防災対策の充実を図り、災害に強い町づくりを推進します。

施策1. 生活環境の整備（町づくりの推進）

子どもたちや高齢者、身体に障害のある人への配慮した生活環境の整備を推進します。ユニバーサルデザインの視点を生かし、安全・安心なまちづくりを目指します。また、住民が生きがいをもってお互いが支え合い、助け合う地域社会を目指します。

現状・これまで取り組んできたこと

- ・ 高齢者・障がい者・子どもの目線に沿ったまちづくりの推進
- ・ 新設する建物に関しては車イスでも入れるようバリアフリー化の取り組み
- ・ 災害時要援護者等のマニュアル作成を行い取り組み実施。
- ・ 生活用品の買い物等に移動支援が必要な方（買い物弱者）については、これまで社協等に委託し移動支援サービスを実施。
- ・ 社会的孤立ゼロについてはこれまでも、関係団体を中心に見守り活動、防犯パトロールを実施し地域防犯活動を推進し、さらに地域での見守り、支え合うことが出来る仕組みづくりに取り組みを実施

課題・これから取り組むべきこと

- ・ 福祉環境を担う人材の確保・育成
- ・ 地域の特性を捉え、現状や財政等を見据えたサービスの推進
- ・ 移動支援が必要な住民への支援については、住民同士の互助を大切に、専門的な支援が必要とされる方への支援体制を整備していく。
- ・ 住民による町づくりへの参加・提案・協力ができる協働の町づくりの体制を整備。
- ・ 心身の急変により移動支援が急遽必要となった際には、診療所や消防団、社会福祉協議会と連携し、早期対応の推進。
- ・ 住居の確保の方策



取組（1）生活環境の整備（町づくりの推進）

事業内容	
・ 公共施設のバリアフリー化推進と住み慣れた地域で自分らしくいきいきと活躍する場の提供。	
担当課	内容
長寿福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆各関係機関との情報共有を図り、安心して暮らせるための支援を推進する。 ◆多様な生活支援活動の充実に向けて、町民へ情報提供を行う。
企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> ◆活力ある町づくりを推進する。 ◆町広報誌・ホームページを通して情報提供を行う。
まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ◆道路、施設において、高齢者や身体に障がいのある人にも配慮した町づくりを推進していく。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ミニデサービス事業は地域の福祉力の充実と高齢者の居場所づくり引きこもりの解消に努める。また、生きがい活動の活性化・拡充に繋がるよう支援していく。 ◆世代間交流の場を提供・推進していく。 ◆福祉活動の実施情報・活動内容を町広報誌やホームページで発信していく。

取組（2）移動支援が必要な方への支援

事業内容	
・ 住民同士の互助を大切にし、専門的な支援が必要とされる方への支援体制の整備を行う。	
担当課	内容
長寿福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆住民が日ごろからの地域活動を活発にすることで関係性も強まり絆も深まり徐々に活動が根付いていくよう地域福祉活動の推進に努める。 ◆相談しやすい環境を提供していく。 ◆診療所、社会福祉協議会と連携をとり迅速に対応する。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆診療所、行政、住民の必要なニーズに対応する。

取組（3）社会的孤立ゼロの取組

事業内容	
・ 絆のある社会の実現: お互いが支え合い、助け合いながら生きていける社会を構築する。	
担当課	内容
長寿福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会活動への参加（公民館活動、老人会、女性連合会等）を促進する。 ◆地域における孤立や生活支援の必要性がある方への支援の強化。 ◆避難行動要支援者把握、福祉マップづくりを実施し、支援の必要な人について現状を見える化し、毎年度ブラッシュアップしていく。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆行政、民生委員・児童委員と連携し、必要な支援をしていく。
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ◆気になる世帯や地域住民による戸別訪問等を実施し行政、社会福祉協議会と連携を取り、支援に繋げていく。



施策2. 防犯及び再犯防止施策の推進（与那国町再犯防止推進計画）

再犯を防止して安全・安心な社会へ。犯罪や非行をした者の多くは事件への反省を踏まえて生活を立て直し、社会の健全な一員として暮らしていきます。しかし、中には再び犯罪や非行に走ってしてしまう人もいます。こうした再犯者を減らすことが、犯罪のない安全な社会を築くためには重要です。同時に犯罪が起こりにくい環境をつくり、保護司・関係機関と連携した防犯及び再犯防止対策を推進します。

近年の登下校中の子どもを対象とした犯罪発生や通学路沿道の土地利用の変化、地域社会における少子高齢化及び共働き世帯の増加等による子どもの見守り体制の変化等、社会環境に対応した防犯まちづくりの取組展開を強化します。

現状・これまで取り組んできたこと

- ・地域住民やPTAによる子どもの見守り活動。
- ・再犯を防止し、地域生活を支援するための保護司・関係機関と連携した体制づくり。
- ・関係機関と連携し、保健医療・福祉サービス利用へのつなぎ。

課題・これから取り組むべきこと

- ・児童福祉週間、障がい者週間、人権週間等の機会を通じ地域福祉に対する啓発活動を行う。
- ・保護司との連携の強化。
- ・防犯に関する取組を警察、関係機関と連携し防犯に関する情報提供。
- ・関係機関との連携と役割分担。
- ・再犯防止、地域生活の自立へ向けた地域住民のための普及啓発。
- ・更生保護地域連携拠点事業の充実。
「更生保護地域連携拠点事業」は、孤立しやすい満期釈放者などが“地域とつながり続ける”ことができるよう、地域において、①支援のネットワークづくり ②支援者の後方支援 を行う。
- ・保護司や更生保護女性会員の適任者選任に配慮するとともに、自宅以外の保護司と保護観察対象者等の面接場所として、町役場や社会福祉協議会事務所等、公的施設の利用を可能とする。



取組（1）関係機関・団体との連携

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪や非行をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るために、保護観察所、保護司、民生委員、警察署、社会福祉協議会等との連携を図り、本町が実施している支援などに関する情報提供に努め、情報共有を行っていく。 ・犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施を行うとともに地域による包摂の推進を図る。 	
担当課	内容
長寿福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆見守り活動、防犯パトロール等、地域住民、各関係団体の協力を得ながら地域防犯活動を支援し推進する。 ◆警察、関係機関との連携を図り防犯に対する情報を提供し町民の防犯に対する意識の高揚を図る。
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ◆近年の振り込み詐欺や高齢者を狙った事件等に対し、警察、金融機関、地域住民間での情報を共有し防止に努めていく。 ◆青少年の犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会の構築を図る。 ◆防犯に対する意識の高揚を図ると同時に援助のための地域活動を支援する。 ◆保護司や更生保護女性会員の適任者選任に配慮するとともに、自宅以外の保護司と保護観察対象者等の面接場所として、町役場や社会福祉協議会事務所等、公的施設の利用を可能とする。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者の再犯を未然に防げるよう、民生委員と連携し見守り活動を行う。
保護司	<ul style="list-style-type: none"> ◆犯罪や非行をした人の立ち直りを助ける活動の推進。 ◆地域の方々に立ち直りについての理解と協力を求め、安全安心な地域づくりを行うための活動の推進。

取組（2）就労・住居の確保のための取組

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・偏見のない社会の構築 ・犯罪や非行をした者の立ち直りを支え、社会の一員として活躍できるよう、企業や作業所等とも連携・協力をして持続的な就労支援、住居の確保に向け対応を行う。 	
担当課	内容
長寿福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆本人・家族、支援関係者等と連携し就職及び就労に向けた支援を行う。 ◆ハローワークの求人に関する情報提供を行う。
まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ◆住宅需要や高齢者・身体に障がいのある人・社会復帰を望んでいる方への住宅供給を考え、ニーズに応えた公営住宅の整備・改築を行い、提供を推進する。



取組（3）保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関や団体、事業所と連携し、保健医療・福祉サービスの適切な利用支援に繋げていく。 	
担当課	内容
長寿福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 近隣市町村の医療機関及び与那国診療所その他の関係機関との連携を行い迅速な対応を図る。

取組（4）非行の防止と学校等と連携した就学支援

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> 非行防止・安全教育一声運動事業を通して、学校を始め、PTA、関係機関等との連携を図り地域教育体制の確立のため運動を強化していく。 教育委員会、八重山警察署と連携し締結された防犯情報等の発信に関する協定（令和3年12月16日）を活用し支援を行う。 	
担当課	内容
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、児童生徒の非行の未然防止、薬物依存やネット犯罪に関する講話による啓発活動を行い、非行防止に取り組みます。
総務課	<ul style="list-style-type: none"> 地域の保安、防犯の取り組みに関し、関係団体と連携し活動を支援する。

取組（5）広報・啓発活動の促進のための取組

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携して「社会を明るくする運動」強化月間等における啓発活動を推進し、再犯防止に関する地域の理解促進に努める。 	
担当課	内容
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 学校において、親子講演会を開催し理解促進を図る。 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を通して幼稚園、小学校、中学校にポスターを配布し広報活動を展開していく。
総務課 企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 保護司と連携し教育機関における朝のあいさつ運動を行い、広報誌やポスター等の広報活動を通して啓発活動を行います。



施策3. 防災・災害時要援護者支援対策の整備

本町は毎年、台風が襲来し風水害の被害が生じます。また、大雨で多大な被害を受けライフラインの回復に多くの時間が要された経験があります。自然災害から身を守るため、防災意識の向上と災害防止対策を充実させます。また、歩行時に安全を守るための街灯の増設や、広場、学校、公園等の子ども達が多く集まる場所の安全確保に努めます。

現状・これまで取り組んできたこと

- 地域防災計画の策定、防災マップを世帯配布し、年に一度は避難訓練を実施
- 災害時用備蓄品の整備
- 地域ケア推進会議にて、福祉支援マップづくりを行い、災害時要援護者を関係者間で共有
- 台風前後に、民生委員、社会福祉協議会と連携し安否確認と避難所移動支援を実施

課題・これから取り組むべきこと

- 避難行動要支援者、災害時要支援者名簿の整理と関係機関との情報共有
- 個別避難支援計画の作成
- 女性、乳幼児、高齢者、身体に障害のある住民にも配慮した備蓄品の整備と避難所運営
- ICTを活用した取り組み（人材不足をどう補うか）
- 福祉避難所の開設



取組（１）住民を対象とした避難訓練や防災訓練の実施

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> 定期的に住民を対象とした避難訓練、防災訓練、講演会等を実施し、避難場所、避難経路、非常時持ち出し品などの確認を行い、防災意識を高める。 	
担当課	内容
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害に強い町づくりを目指し、地域防災計画に基づく予防と発災時対応を村民と関係機関が一体となって推進する。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害対応マニュアルを作成し、防災マップ、緊急時カードを活用し、スムーズに避難場所への誘導が行なえるよう、毎年災害を想定した避難訓練を実施している。

取組（２）支援が必要な人の支援体制の構築

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者、災害時要支援者名簿の整理を行い、関係機関と情報共有する。また、個別避難支援を希望する住民へは、避難支援計画を作成する。 	
担当課	内容
長寿福祉課 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ◆総務課と連携し災害時の要支援者への誘導を行う。 ◆個別支援を希望する人に関して、避難支援計画を作成する。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害弱者である災害時要配慮者に対し、避難、誘導等に取り組む体制の強化を推進する。 ◆社協災害マニュアルをもとに平時からの災害時の体制強化の取り組みをする。 ◆災害時の要介護者等、行政では担えない対応がある方の支援に取り組めるよう職員への理解や周知を行う。 ◆年に数回は要配慮者について、関係団体へ情報提供を行う。 ◆福祉避難所の指定所として一般の指定避難所での避難生活が困難であることが明らかである要配慮者については、自宅から福祉避難所へ直接避難できるよう調整し対応をしていく。
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域における日常的な声掛けや見守り活動を通して、要支援者を把握し、必要な支援がある方には、社協や行政へ情報提供を図る。



取組（3）女性、乳幼児、高齢者、身体に障害のある住民にも配慮した備蓄品整備と避難所運営

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・マスク、消毒薬、手袋、生理用ナプキン、紙オムツ、災害非常食、粉ミルク、飲料水等の備蓄品を整備し、高齢者、障がい者、乳幼児等、特に配慮を要する者の状況に応じた避難所運営について検討する。 	
担当課	内容
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ◆衛生備品や飲料水、非常食等の常備・管理。 ◆「災害救護マニュアル」「防災マップ」の周知を図る。
長寿福祉課 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆被災状況を迅速に判断し、的確な支援活動を行う。 ◆災害に向けて利用者用の災害用備蓄品は保管している。長引くことも想定し関係機関との備蓄品の情報交換や提供を行っていく。
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時の場合には役場や福祉施設、関係機関など、パイプ役として、住民と情報をつなぎ、必要世帯に届けていく。

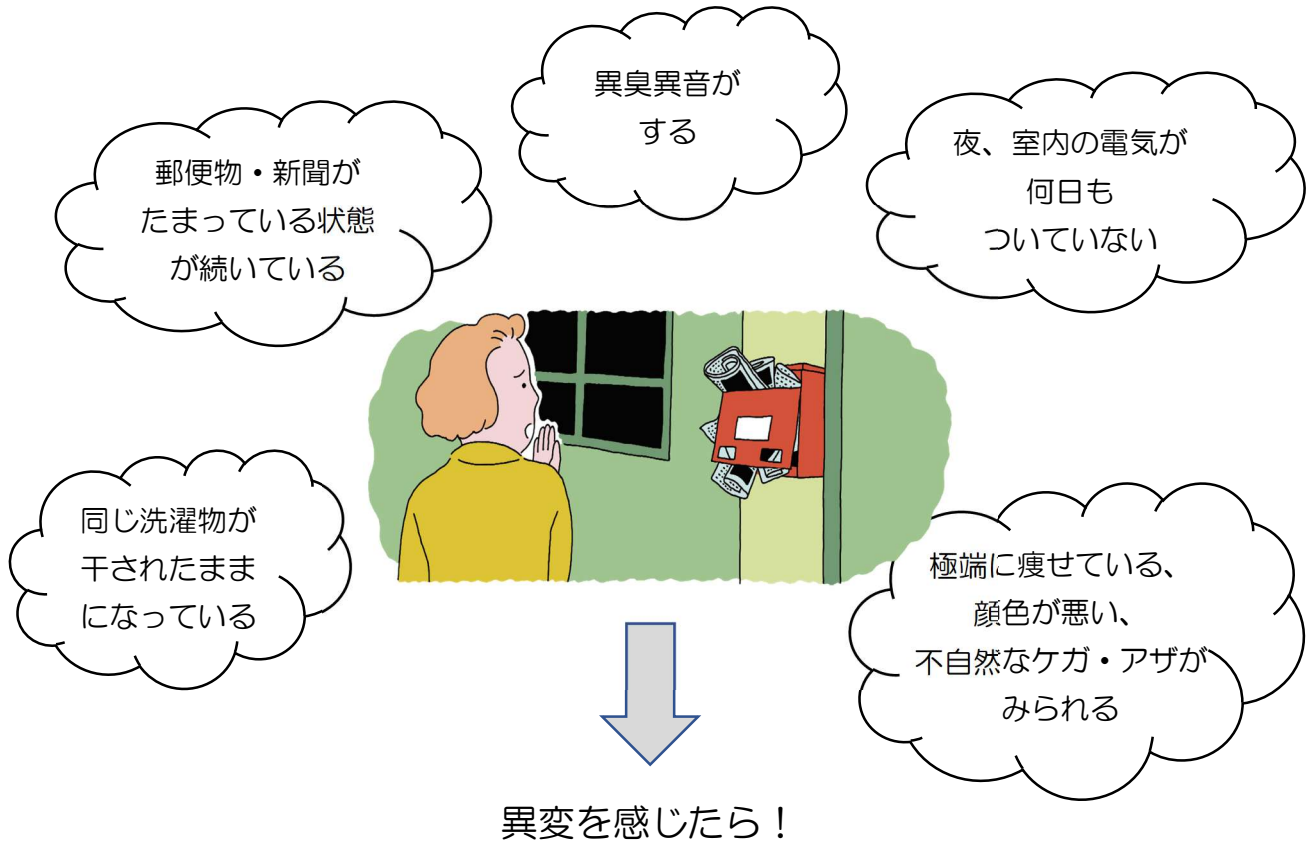
取組（4）防犯灯（街灯）の設置、公共施設のバリアフリー化

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がいのある住民等が安全で利便性の高い道路・交通体系の整備を図る。 ・交通事故の未然防止対策の構築。 ・道路、建物、公園を含む公共施設などについてバリアフリー化を促進させ、誰もが安全に利用できるユニバーサルデザインの町づくりを促進させる。また、街灯（防犯灯）の設置を進め、安心して生活できる環境整備を行う。 	
担当課	内容
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ◆住民の快適さを支援する居住環境づくりの推進（防犯灯設置） ◆利用者の声を反映した公共施設やバリアフリー化を促進し誰もが生活しやすい町づくりを推進する。
まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ◆道路及び歩行空間等の整備に努め、安心安全な歩行ができるよう歩道整備を推進する。 ◆交通弱者の視点に立った歩道の確保の推進



地域見守り活動

異変のサイン・気づきのポイント



必要に応じて、警察や役場にご連絡ください。



施策4. 感染症対策の充実

感染症流行における住民の健康被害を防止すべく、感染症防止対策の普及を通して、特に高齢者、持病を抱えている方の健康維持、向上に努めていきます。

現状・これまで取り組んできたこと

- 感染対策用衛生用品の備蓄（マスク、消毒薬、手袋、フェイスシールド、防護服）
- 各公共施設、介護サービス事業所へ感染対策用衛生用品の提供
- 感染症に関する研修会への参加と、介護サービス事業所での研修会開催
- 感染症を拡げないための住民向け普及啓発

課題・これから取り組むべきこと

- 研修と感染対策用衛生用品備蓄の継続・食料、飲料水等の備蓄
- 発生時の業務体制の構築（BCP） ※事業継続計画 Business Continuity Planning



取組（１）感染症に対する対策

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症に関する研修会への参加及び、事業者向けの研修会の開催。 ・ 住民向けの情報提供。 	
担当課	内容
長寿福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆八重山保健所、与那国診療所と連携し、保育所、介護サービス事業所に対する感染症に関する研修会を実施。 ◆地域ケア会議を通して発生時の事業所対応について対応を協議していく。 ◆与那国診療所及び関係機関との連携を強化し、ワクチン接種の受診勧奨と住民向け感染予防対策を呼びかけていく。 ◆気になる家庭や陽性になった本人や家族の見守り、支援を行う。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆発生時の対応が適正に行えるよう感染症に対する知識の向上を図る。 ◆長期化を想定した確認（衛生備品、労務管理）を行い業務を円滑に進める。 ◆デイサービス、ショートステイの利用者の衛生管理を徹底して行う。 ◆利用者、家族、職員に対しても、手洗い・消毒・換気・ハンドケアを徹底していき、不安を抱えた住民に対しても役場と連携を図り対応していく。
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時には全庁体制で取り組んでいる。要援護者等においては個人情報観点から長寿福祉課、自治公民館とも連携を図り慎重に対応していく。

取組（２）感染拡大に伴うサービスの提供について

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大によりサービス提供の継続が困難になった場合を想定し、継続的にサービス提供できるよう県や各関係機関と連携を図り、サービス事業所への支援・応援体制を図る。 	
担当課	内容
まちづくり課 産業振興課 空港課 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ◆空港・港等の入島に関する管理対策。 ◆感染症のパンデミックに備え感染予防に関する情報の提供及び相談窓口の周知を行う。 ◆プライバシー保護の徹底。 ◆発生時の業務体制の構築（BCPの作成）に取り組む。
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ◆海上保安庁との連携強化を図り、緊急に伴う医療搬送時の対応を推進する。
長寿福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆感染対策用品の備蓄（マスク、消毒薬、手袋、フェイスシールド、防護服等）。 ◆感染症を持ち込まない、発生しても迅速に対応できるよう、関係機関と連携していく。



教育委員会	◆教育委員会では「新型コロナウイルスガイドライン」を発行し、各学校に配布し注意喚起を行っている。同様にインフルエンザにおいても予防対策を実施していく。
社会福祉協議会	◆社協としての災害BCPとコロナ感染症BCPに沿って関係機関と連携し対応していく。



施策5. 一人ひとりに寄り添った包括的支援体制の充実

沖縄県では2022年にヤングケアラーに関する調査を行い、1000人以上の児童がヤングケアラーとして思われると確認しました。子どもが家事や介護で学業や進路に影響がでたり、健全な人間関係の構築を阻まれたり、子どもの人権が尊重されていない現状があります。ネグレクトについても同様の問題があり、原因と、現状の把握、対策を講じなくてはなりません。

現在、本町においてはヤングケアラーについて把握されていませんが、ネグレクトにおいては要保護の必要とある児童の確認があります。ネグレクトは親の心身状態や経済状況によるものが多くあるため、周りの助けが必要になることから、保護者が再び子どもと適切な関係を作れる様になるにはどんな支援が必要かなどを考え、専門家と手を組んで適切な声掛けをしていきます。

現状・これまで取り組んできたこと

- ・学校、教育委員会との連携を図り、民生委員児童委員による情報等も確認しながら、適切な支援策に取り組み
- ・子どもたちの相談にのるスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの配置を支援して、相談機能を強化し、福祉サービスのほか、民間の学習支援

課題・これから取り組むべきこと

- ・現在与那国町では虐待の実態を把握してないが、子ども子育て支援計画の中において支援を必要とする児童生徒を確認した場合は、要対協に対する取組として、早期に事態を把握し適切な支援に繋げていく。
- ・ヤングケアラー・ネグレクトの問題は、児童虐待と重なることが多く、児童虐待として関係機関と連携し早期の解決を図る。



取組（1）ヤングケアラー・ネグレクトに関する取組

事業内容	
担当課	内容
・民生委員・児童委員、社会福祉協議会、長寿福祉課を中心に関連機関と連携し、児童だけではなくその家族への支援体制を構築する。	
長寿福祉課	◆町内には現段階で該当する児童についての報告はないが、必要に応じた支援体制を整え、児童に健全な教育環境の提供に努める。 ◆民生委員・児童委員、社会福祉協議会と連携し児童だけではなくその家族への支援体制を構築する。
教育委員会	◆学校と連携し、支援の必要な子どもの早期発見に取り組む。
社会福祉協議会	◆地域で日々の生活の変化に気を配り、未然防止につなげる。 ◆子ども自身の権利の侵害が見られる場合は、家庭環境を配慮し家族等へのサポートを関係機関と連携し支援していく。
民生委員・児童委員	◆家庭訪問や住民からの情報提供で今のところ、該当する児童はいないが、子どもの人権や健全な育ちに支障がある場合は関係機関と連携し適正な支援ができるように繋げていく。



施策6. 人権擁護、自殺対策への取組

家庭内暴力（DV）、児童・障がい者・高齢者虐待は、「家族」という閉じられた空間の中で起こる人権侵害の一つです。公助だけでは手が届きにくい様々な生活課題にもきめ細やかに対応する取組を行います。また、「ゲートキーパー」の普及・育成を通して、自殺・虐待等の防止に努めます。

現状・これまで取り組んできたこと

- ・虐待等への対応には、地域、民生委員・児童委員、保育所、学校、診療所、介護サービス事業所、診療所、警察、女性相談所、児童相談所等と連携し、体制を構築
- ・DVで身体に危険が迫った場合は駐在所と連携し安全に避難できる様体制を整備
- ・介護職に従事する施設に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修

課題・これから取り組むべきこと

- ・虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施
- ・成年後見制度の利用支援を推進
- ・福祉権利擁護事業への取り組みを推進し、認知症や知的障害・精神障害等により、日常生活を営むのに支障がある方に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続き・支払い等の援助
- ・DVや虐待を含む人権侵害に対する普及啓発相談事業の拡充
- ・ゲートキーパーを含む心のサポートが実践できる地域づくり
- ・自殺予防週間（9/10～16）と定め、毎年3月を自殺対策強化月間と定め国、県、地方自治体が一体となって啓発活動を実施



取組（1）DV や虐待等への対応

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、虐待・人権侵害の防止、早期発見・早期対応に努めていく。 	
担当課	内容
長寿福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆実態の把握と早期解決に向け、関係機関と連携により防止に努める。 ◆人権講話等の際は関連機関と連携し開催している。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◆家庭内暴力や児童虐待等については地域づくりの輪を広げ、民生委員・児童委員、学校等で見守りを強化する。 ◆児童相談所や警察との連携も引き続き行っていく。

取組（2）児童生徒への SOS の出し方に関する教育

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の「SOS」は複合的な要因が絡み合っており、個人要因、家庭要因、学校要因、社会的要因に区分される。中でも家庭要因が大きく、児童が自ら相談しやすい環境を整備する。またその児童の家庭においても相談できる機関を具体的に示し、相談体制を構築する。 「生と死」の教育を学校において講話を実施。 	
担当課	内容
教育委員会	◆児童からのサイン「SOS」を早めに気づき、子どもの安全を確保し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに繋げ、適切な対応を図る。
総務課	◆人権擁護委員が悩んでいる方の人権に関する相談に応じ、問題の解決ができるように児童相談所等の関係機関と連携し支援に繋げる。
民生委員・児童委員	◆家庭訪問や地域の方からの情報提供で、本人、家族に寄り添った支援に繋げていく。

取組（3）互助・共助のつながりを活かす地域づくり

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> お互いに見守り、悩みごとを話せる地域づくり。 地域活動の中心となる各種当事者団体（女性連合会、老人会、青年会、子ども会）の活動活性化の支援。 	
担当課	内容
教育委員会 長寿福祉課	◆地域における互助・共助的活動への支援。
社会福祉協議会	◆地域福祉活動の中心を担う立場から住民の課題をしっかりと受け止め、気軽に相談できる場として今後も地域により添った活動を展開していく。
民生委員・児童委員	◆日常生活での助け合い、支え合いへの住民意識の向上に努める。



取組（4）自殺対策への取り組み

〈沖縄県の現状〉

人口動態統計による自殺者の推移では、沖縄県の自殺者数は、平成10年以降14年連続して300人を超える状況が続いていましたが、平成24年以降、6年連続で300人を下回っています。平成29年の自殺者数は、平成10年以降では最も少なくなっていますが、1週間におよそ5人以上の方が自ら命を絶っています。直近10年間の自殺者数の合計では3,113人となっていることから、深刻な状況が続いていると言えます。八重山圏域では、男性40代、50代の自殺者が多く、次いで30代となっています。女性では40代が特に多くなっています。

事業内容	
第2次沖縄県自殺総合対策行動計画との整合性をもって対策を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 自殺が金銭的な問題としてのみ捉えられるべきものでなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施。 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応、自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じて実践。 自殺対策は単に精神保健的観点だけでなく、自殺の実態に即して実施。 保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携の下、相互的に実施。 	
担当課	内容
教育委員会 長寿福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆「命の授業＝命の大切さ、命を大事にする」道徳教育の推進。 ◆ゲートキーパーの養成・研修講座の開催。町広報誌等を通して周知を行い、実践と啓発を両輪として推進する。 ◆地域活動の中心となる各種当事者団体（女性連合会、老人会、青年会、子ども会）の活動活性化の支援。 ◆生きることの包括的な支援を推進する。 ◆心の健康を支援する環境整備に努める。 ◆遺された人への支援を充実する。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の気になる世帯への見守り活動をボランティア、民生委員等と連携を強化する。
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ◆気軽に相談が行なえるような環境づくりを推進する。



基本目標2 島にある人材・地域資源を活用して住民の手で島の福祉を作る

地域福祉の意識の醸成にはまず住民が地域に関心を持ち、地域のことを知ることから始まります。主体的に地域生活課題を把握し解決に向けていく環境の整備が必要となるため、住民参加を促し地域力の向上に向けた取組を推進します。

現状・これまで取り組んできたこと

- 地域のつながりを深める町づくり
- 事業所では介護職処遇改善加算を取得
- 県主催の「介護に関する入門的研修」を実施し、受講生のフォローサポート。

課題・これから取り組むべきこと

- 地域住民が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- 地域とともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備
- 住民が団体活動に参加しやすい環境の構築



施策1. 地域福祉の理解促進活動の推進

取組(1) 広報・啓発活動

事業内容	
<ul style="list-style-type: none">・町内の福祉課題を解決するために行政としての支援が必要な人にサービスがいきわたるよう社会福祉協議会と連携し地域共生社会の実現に向けた取組を推進。・多様な機会を通し地域に関わり合いを持つ機会を増やし、地域に愛着を感じることができる啓発活動を継続的に推進。	
担当課	内容
企画財政課	<ul style="list-style-type: none">◆広報活動の強化。◆町の行政情報・広報活動の充実、情報の適正化・個人情報保護を図る。◆広報活動・情報交流の推進。◆行政への参加促進。
長寿福祉課	<ul style="list-style-type: none">◆広報誌等を通して住民の福祉意識の啓発に努める。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">◆社会福祉協議会だよりを通し周知を強化していく。◆幅広い年齢層や立場の方の参加の促進。



施策2. 地域福祉活動を担う人材の支援

取組(1) 地域を支えるリーダーの発掘、育成、支援

事業内容	
担当課	内容
	<ul style="list-style-type: none">多様な分野で地域福祉活動に参加することが出来るように、ボランティア、地域福祉活動をリードする人材の育成と確保に努める。介護人材の安定的な確保に向けた取組み。
長寿福祉課	<ul style="list-style-type: none">◆事業所の離職者を減らすために処遇改善加算の積極的取得、賃金とキャリアアップの支援の継続。◆介護職員の新規採用に向けた町の施策（奨学金や就職祝い金、住まいの支援等）を検討していく。◆介護職に関する普及啓発。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">◆介護士育成のための養成、研修を支援する。ボランティア指定校に対して福祉体験学習を実施するなど次世代の育成に努める。



施策3. 各福祉支援会議の連携と充実

取組(1) 各福祉支援会議の連携と充実

事業内容	
・診療所会議、地域ケア会議（個別支援・推進）、自立支援実務者会議、要保護児童対策地域協議会、生活困窮者等支援会議、被保護者健康管理支援事業連携会議（主管：県八重山福祉事務所）等、各種福祉支援会議を通し、関係機関と連携し、複雑化する地域生活課題に対応し「包括的支援体制」を構築する。	
担当課	内容
長寿福祉課	◆各福祉支援会議の中心的役割を果たすとともに、各関係機関との情報共有、連携において地域生活課題に取り組んでいく。 ◆包括的支援体制の構築。
社会福祉協議会	◆各福祉支援会議を通し、団体同士の情報共有、連携の支援を行い、地域福祉活動団体の活性化を図る。
教育委員会	◆児童虐待の予防、早期発見と対応、および子どもを犯罪被害等から守るための連携・協働の推進。
民生委員・児童委員	◆活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起する。



施策4. 生活困窮者自立支援の推進

取組(1) 生活困窮者自立支援の推進

事業内容	
・個人情報保護法への十分な配慮を行ったうえで、多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に対し支援を必要とする人の意思を尊重しながら、一人ひとりの状況に応じて適切な支援プランを作り、寄り添いながら自立に向けた支援を促進する。	
担当課	内容
民生委員・児童委員	◆地域の身近な相談相手として社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供する。 ◆住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援する。
社会福祉協議会	◆日常生活自立支援事業の利用、生活福祉資金貸付制度（福祉費・教育支援資金）等をとおして、世帯の自立と生活再建までの支援に取り組む。
長寿福祉課	◆総合相談・生活支援を強化。



施策5. 少子・高齢化対策の推進

取組(1) 少子・高齢化対策の推進

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> 少子化は個人、地域、企業、国家に至るまで多大な影響を及ぼしている。まさに社会経済の根幹を揺るがす危機的な状況にあることから、町では結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目のない取り組みを実施している。 高齢者が住み慣れた地域で最期まで自分らしく心豊かに暮らし続けることができる社会の実現に向け施策を実施。令和6年12月時点での総人口は1,679人となっており、高齢者人口《65歳以上》は376人で人口の22%を占めている。 	
担当課	内容
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢世帯の増加、一人暮らしの高齢者の世帯の増加、認知症高齢者の増加の現状を踏まえ、見回り活動を定期的に巡回している。 ◆子育て中の母親やその家族に対し、ほとんどが顔見知りであるため、気軽に相談できる体制が整っており行政との連携を行い支援に繋げている。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般介護予防事業日常生活支援総合事業を通し、今後も高齢者の健康増進に努めていく。
長寿福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆第3期与那国町子ども・子育て新事業計画との整合性をうい、子育てについての希望を実現できる社会を目指し取り組んでいる。 ◆第9期 どうなん・がんどうプラン21(与那国町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画)との整合性をもち、高齢者が社会の一員として活躍できる総合相談・生活支援を強化。

取組(2) 生活困窮者自立支援の推進

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法への十分な配慮を行ったうえで、多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に対し支援を必要とする人の意思を尊重しながら、一人ひとりの状況に応じて適切な支援プランを作り、寄り添いながら自立に向けた支援を促進する。 	
担当課	内容
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の身近な相談相手として社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供する。 ◆住民の福祉需要に対応し適切なサービスの提供が図られるように支援する。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活自立支援事業の利用、生活福祉資金貸付制度(福祉費・教育支援資金)等をとおして、世帯の自立と生活再建までの支援に取り組む。
長寿福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもの貧困対策(保護者の健康状態や就労状況に関わらず世帯の生活基盤の安定につながるような様々な支援を組み合わせ対応していく。 ◆総合相談・生活支援を強化。



基本目標3 情報提供と相談体制の仕組みづくり

住民同士の支えあいを推進するため、町内全域での情報の共有や学習の機会、繋がりのお機会を設け、「共生」、「自立」に向けた支援を強化していきます。

施策1. 相談・情報提供体制の充実

現状・これまで取り組んできたこと

- ・ 支援に必要な情報を共有する仕組みづくりの構築
- ・ 高齢者福祉、認知症に関するパンフレットの世帯配布や講演会を実施
- ・ 乳幼児健診、就学前健診、子ども子育て支援のための巡回心理・発達相談事業を実施
- ・ 身体障害者手帳、自立支援医療等の申請時に障がい者福祉に関する情報提供を実施
- ・ 学校と連携した赤い羽根募金活動、地域住民も参加できる歳末助け合い募金活動を実施
- ・ フレイル予防対策の実施（介護予防の推進）

課題・これから取り組むべきこと

- ・ 子供認知症サポーターの養成
小学生のための認知症サポーター養成講座（キッズサポーター養成講座）。認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対して、できる範囲での手助けをする認知症サポーターの養成のための講座を推進します。
- ・ 地域のキーパーソン（公民館長、民生委員等）と連携し相談支援体制を整備します
- ・ 認知症になっても安心して暮らせる町づくり



取組（1）認知症サポーター養成の推進

事業内容	
・認知症高齢者の増加、そして医療・介護の人材不足を補うため、認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人を養成し、地域で活躍していただけるサポーターの育成を推進する。	
担当課	内容
長寿福祉課	◆認知症に対する普及啓発のための講演会や研修会を開催し、認知症サポーターを養成。

取組（2）「我が事」「丸ごと」の地域づくりの体制

事業内容	
・地域のさまざまな資源を最大限に活かし、さらに人と人とのつながりを再構築し、住民を主体とした豊かな地域づくりの体制を整備。	
担当課	内容
社会福祉協議会	◆地域の人たちが気軽に集まりユンタク出来る場、情報交換ができる居場所づくり。 ◆地域のさまざまな資源を最大限に活かし、さらに人と人とのつながりを再構築し、住民を主体とした豊かな地域づくりの体制を整備。 ◆様々な交流機会の提供。 ◆ミニデイサービス事業を通して地域の人と連携した取り組みの拡大を図る ◆地域住民（公民館長）や関係機関と連携し、生活の困りごとを把握して相談支援体制を整備する。地域住民（公民館長）や関係機関と連携し、生活の困りごとを把握して相談支援体制を整備する。



施策2. 健康づくりの推進

健康増進法に基づき、本町では、各健診の受診勧奨を呼びかけています。厚生労働省は、定期的にかん検診を受けることを推奨し、早期発見・早期治療を推進しています。

現状・これまで取り組んできたこと

- 高齢者の健康教室の実施（社会福祉協議会）
- 毎年度、住民健診、各種がん検診の実施
- 診療所から紹介された病態別栄養指導等
- イベントでの運動指導
- 健診後の特定保健指導
- 島立ちをする生徒に向けた料理教室の開催
- 保健師、栄養士による健康相談を実施

課題・これから取り組むべきこと

- 住民、事業主を対象とした健康管理と予防、早期発見、早期治療の啓発
- 必要な医療へスムーズにアクセスするための支援



取組（1）健診（がん検診）の受診率向上や健康増進事業の周知啓発

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> がんは早期発見、早期治療により治る可能性が高い疾病であり、がん検診受診率を上げることで集団の死亡率や罹患率を下げる効果が期待される。 検診だけでなく、禁煙への意識を高めたり、食生活や運動習慣など生活習慣を改善したりする情報提供やきっかけづくりを行い、健康への意識醸成を図る。 	
担当課	内容
長寿福祉課	◆毎年度、町内にて住民健診（がん検診）を実施。都合により受診できない方は、島外実施機関を紹介し受診率向上を目指す。

取組（2）健康情報等の共有による健康づくりや生活習慣病及びがん予防に係る知識の普及啓発に関すること

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりの動機付けや必要な情報の提供及び知識の普及啓発を図り、健康づくりを推進する。 	
担当課	内容
長寿福祉課	◆町ホームページや公式ライン、広報誌を活用し、健康情報の提供を行う。住民健診実施時にパンフレットの配布や保健指導を実施し知識の普及を図る。

取組（3）早期発見・早期治療による重症化予防の推進

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病への早期介入と重症化を予防するため、適切な医療受診や生活改善等の必要な者について対象者の情報管理と指導体制の充実を図る。 	
担当課	内容
長寿福祉課	◆診療所と連携し、検診（がん検診）受診勧奨と早期の保健指導に努める。また早めの保健指導と受診勧奨に努める。

取組（4）必要な医療へのアクセス支援

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> 町内の医療機関を通し必要な医療機関へ繋げていく。その際、渡航費の一部を補助する。 	
担当課	内容
長寿福祉課	◆与那国診療所やその他医療機関と連携し、高度医療が必要な心身障害児者等が島外の医療機関に受診する際の渡航費の一部を補助する。



取組（5）文化活動、各種スポーツ大会、レクリエーション、生きがいづくりへの参加の推進

事業内容	
担当課	内容
・地域の文化活動（伝統行事）、カジキ釣り大会、与那国一周マラソン大会、体育協会主催のスポーツ大会（ソフトボール、ソフトバレーボール、陸上、駅伝）などへの出場や応援を促し、世代や性別を問わず参加できる行事を一年通して実施していく。	
企画財政課	◆広報誌で各イベント事業の周知。 ◆島外からのイベント参加者や修学旅行生等の受入れの体制を整備する。
教育委員会	◆陸上競技大会の実施。 ◆社会教育団体の活動支援。
長寿福祉課	◆介護予防推進のため健康体操教室を開催。今後も引き続き推進していく。

第5章 計画の推進にむけて

1. 計画の推進と普及啓発
2. 社会福祉協議会、各関連団体等との連携
3. 計画の進行管理
4. 計画の評価



第5章 計画の推進にむけて

1. 計画の推進と普及啓発

本計画の推進にあたって、地域福祉の担い手である地域住民の積極的な参加を促すとともに、社会福祉協議会、自治公民館、民生委員・児童委員、ボランティア団体などと連携し、地域一体となって地域福祉活動を推進していくことが必要です。

そのため、町の広報誌やホームページ等を活用し、本計画の「理念」と「取り組み」を広く周知してまいります。

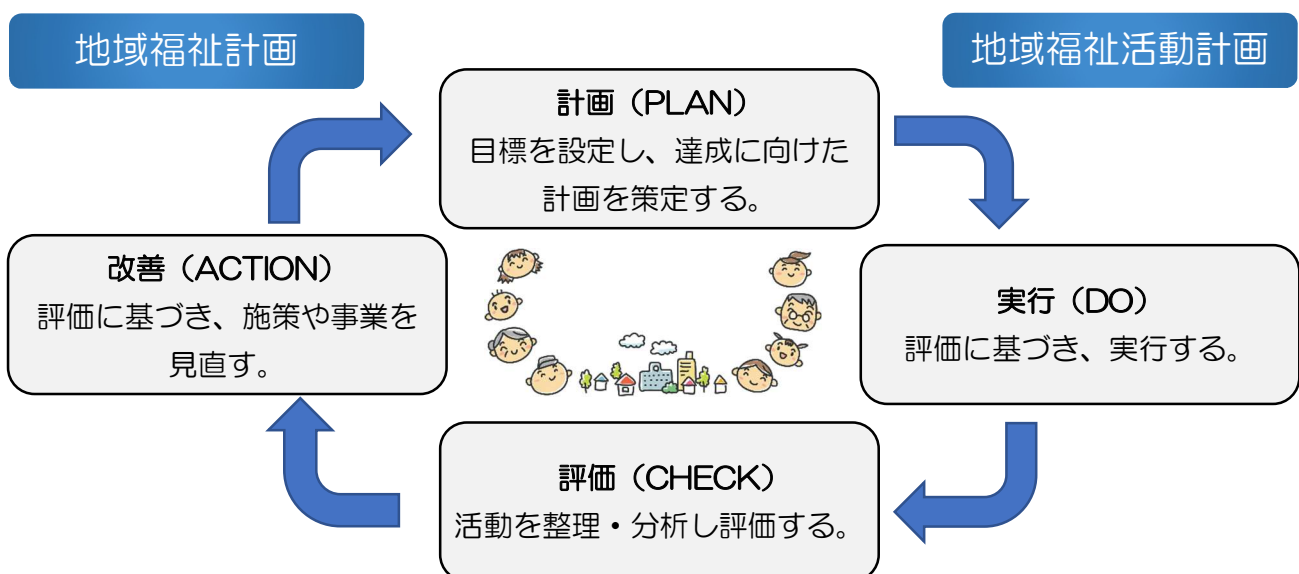
2. 社会福祉協議会、各関連団体等との連携

平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されるとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられました。社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行ってまいります。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への住民参加をはじめとして、計画の各分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。このため、社会福祉協議会が策定する「与那国町地域福祉活動計画」と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

3. 計画の進行管理

本計画の進行管理を行うため、関係部署、関係機関と連携しPDCA サイクルにより進捗状況を把握・評価し、その後の計画の推進に反映してまいります。





4. 計画の評価（各課において1年ごとに施策実績等をまとめていく）

基本目標1 安全・安心な生活環境の整備

施策1. 生活環境の整備（町づくりの推進）

【担当課】	事業概要	指標 （※1）	年度					評価	実施状況の 概要（※2）
			R7	R8	R9	R10	R11		
取組（1）生活環境の整備（町づくりの推進） ・公共施設のバリアフリー化推進と住み慣れた地域で自分らしくいきいきと活躍する場の提供。									
【長寿福祉課】	◆各関係機関との情報共有を図り、安心して暮らせるための支援を推進する。 ◆多様な生活支援活動の充実に向けて、町民へ情報提供を行う。								
【企画財政課】	◆活力ある町づくりを推進する。 ◆町広報誌・ホームページを通して情報提供を行う。								
【まちづくり課】	◆道路、施設において、高齢者や身体に障がいのある人にも配慮した町づくりを推進していく。								
【社会福祉協議会】	◆ミニデーターサービス事業は地域の福祉力の充実と高齢者の居場所づくり引きこもりの解消に努める。また、活動の活性化・拡充に繋がるよう支援していく。 ◆世代間交流の場を提供・推進していく。 ◆福祉活動の実施情報・活動内容を町広報誌やホームページで発信していく。								
取組（2）移動支援が必要な方への支援 ・住民同士の互助を大切にし、専門的な支援が必要とされる方への支援体制の整備を行う。									
【長寿福祉課】	◆住民が日ごろからの地域活動を活発にすることで関係性も強まり絆も深まり徐々に活動が根付いていくよう地域福祉活動の推進に努める。 ◆相談しやすい環境を提供していく。 ◆診療所、社会福祉協議会と連携をとり迅速に対応する。								
【社会福祉協議会】	◆診療所、行政、住民の必要なニーズに対応する。								
取組（3）社会的孤立ゼロの取組 ・絆のある社会の実現。お互いが支え合い、助け合いながら生きていける社会を構築する。									
【長寿福祉課】	◆社会活動への参加（公民館活動、老人会、女性連合会等）を促進する。 ◆地域における孤立や生活支援の必要性がある方への支援の強化。 ◆避難行動要支援者把握、福祉マップづくりを実施し、支援の必要な人について現状を見える化し、毎年度ブラッシュアップしていく。								
【社会福祉協議会】	◆行政、民生委員・児童委員と連携し、必要な支援をしていく。								
【民生委員・児童委員】	◆気になる世帯や地域住民による戸別訪問等を実施し行政、社会福祉協議会と連携を取り、支援に繋げていく。								

（※1）各事業の評価において適した指標（データ）を選び各年ごとに記入する。

（一例：利用人数、支給金額、件数、人員数、実施状況等）

（※2）各事業の実施状況や改善が必要な点等を記入する。

（※3）例 ○：順調、△：課題有、×：未実施または廃止・休止。



施策2. 防犯及び再犯防止施策の推進（与那国町再犯防止推進計画）

【担当課】	事業概要	指標 （※1）	年度					評価	実施状況の 概要（※2）
			R7	R8	R9	R10	R11		
<p>取組（1）関係機関・団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪や非行をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るために、保護観察所、保護司、民生委員、警察署、社会福祉協議会等との連携を図り、本町が実施している支援などに関する情報提供に努め、情報共有を行っていく。 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施を行うとともに地域による包摂の推進を図る。 									
【長寿福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> 見守り活動、防犯パトロール等、地域住民、各関係団体の協力を得ながら地域防犯活動を支援し推進する。 警察、関係機関との連携を図り防犯に対する情報を提供し町民の防犯に対する意識の高揚を図る。 								
【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 近年の振り込み詐欺や高齢者を狙った事件等に対し、警察、金融機関、地域住民間での情報を共有し防止に努めていく。 青少年の犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会の構築を図る。 防犯に対する意識の高揚を図ると同時に援助のための地域活動を支援する。 								
【社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の再犯を未然に防げるよう、民生委員と連携し見守り活動を行う。 								
【保護司】	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪や非行をした人の立ち直りを助ける活動の推進。 地域の方々へ立ち直りについての理解と協力を求め、安全安心な地域づくりを行うための活動の推進。 								
<p>取組（2）就労・住居の確保のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 偏見のない社会の構築 犯罪や非行をした者の立ち直りを支え、社会の一員として活躍できるよう、企業や作業所等とも連携・協力をして持続的な就労支援、住居の確保に向け対応を行う。 									
【長寿福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> 本人・家族、支援関係者等と連携し就職及び就労に向けた支援を行う。 ハローワークの求人に関する情報提供を行う。 								
【まちづくり課】	<ul style="list-style-type: none"> 住宅需要や高齢者・身体に障がいのある人・社会復帰を望んでいる方への住宅供給を考え、ニーズに応じた公営住宅の整備・改築を行い、提供を推進する。 								
<p>取組（3）保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関や団体、事業所と連携し、保健医療・福祉サービスの適切な利用支援に繋げていく。 									
【長寿福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> 近隣市町村の医療機関及び与那国診療所その他の関係機関との連携を行い迅速な対応を図る。 								
<p>取組（4）非行の防止と学校等と連携した就学支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 非行防止・安全教育一斉運動事業を通して、学校を始め、PTA、関係機関等との連携を図り地域教育体制の確立のため運動を強化していく。 教育委員会、八重山警察署と連携し締結された防犯情報等の発信に関する協定（令和3年12月16日）を活用し支援を行う。 									
【教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、児童生徒の非行の未然防止、薬物依存やネット犯罪に関する講話による啓発活動を行い、非行防止に取り組みます。 								
【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 地域の保安、防犯の取り組みに関し、関係団体と連携し活動を支援する。 								
<p>取組（5）広報・啓発活動の促進のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携して「社会を明るくする運動」強化月間等における啓発活動を推進し、再犯防止に関する地域の理解促進に努める。 									
【教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> 学校において、親子講演会を開催し理解促進を図る。 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を通して幼稚園、小学校、中学校にポスターを配布し広報活動を展開していく。 								
【総務課】 【企画財政課】	<ul style="list-style-type: none"> 保護司と連携し教育機関における朝のあいさつ運動を行い、町広報誌やポスター等の広報活動を通して啓発活動を行います。 								



施策3. 防災・災害時要援護者支援対策の整備

【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況の 概要(※2)
			R7	R8	R9	R10	R11		
<p>取組(1) 住民を対象とした避難訓練や防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に住民を対象とした避難訓練、防災訓練、講演会等を実施し、避難場所、避難経路、非常持ち出し品などの確認を行い、防災意識を高める。 									
【総務課】	◆災害に強い町づくりを目指し、地域防災計画に基づく予防と発災時対応を村民と関係機関が一体となって推進する。								
【社会福祉協議会】	◆災害対応マニュアルを作成し、防災マップ、緊急時カードを活用し、スムーズに避難場所への誘導が行えるよう、毎年災害を想定した避難訓練を実施している。								
<p>取組(2) 支援が必要な人の支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者、災害時要支援者名簿の整理を行い、関係機関と情報共有する。また、個別避難支援を希望する住民へは、避難支援計画を作成する。 									
【長寿福祉課】 【総務課】	◆総務課と連携し災害時の要支援者への誘導を行う。 ◆個別支援を希望する人に関して、避難支援計画を作成する。								
【社会福祉協議会】	◆災害弱者である災害時要配慮者に対し、避難、誘導等に取り組む体制の強化を推進する。 ◆社協災害マニュアルをもとに平時からの災害時の体制強化の取り組みをする。 ◆災害時の要介護者等、行政では担えない対応がある方の支援に取り組めるよう職員への理解や周知を行う。 ◆年に数回は要配慮者について、関係団体へ情報提供を行う。								
【民生委員・ 児童委員】	◆地域における日常的な声掛けや見守り活動を通して、要支援者を把握し、必要な支援がある方には、社協や行政へ情報提供を図る。								
<p>取組(3) 女性、乳幼児、高齢者、身体に障害のある住民にも配慮した備蓄品整備と避難所運営</p> <ul style="list-style-type: none"> マスク、消毒薬、手袋、生理用ナプキン、紙オムツ、災害非常食、粉ミルク、飲料水等の備蓄品を整備し、高齢者、障がい者、乳幼児等、特に配慮を要する者の状況に応じた避難所運営について検討する。 									
【総務課】	◆衛生備品や飲料水、非常食等の常備・管理。 ◆「災害救護マニュアル」「防災マップ」の周知を図る。								
【長寿福祉課】 【社会福祉協議会】	◆被災状況を迅速に判断し、的確な支援活動を行う。 ◆災害に向けて利用者用の災害用備蓄品は保管している。長引くことも想定し関係機関との備蓄品の情報交換や提供を行っていく。								
【民生委員・ 児童委員】	◆災害時には役場や福祉施設、関係機関など、パイプ役として、住民と情報をつなぎ、必要世帯に届けていく。								
<p>取組(4) 防犯灯(街灯)の設置、公共施設のバリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がいのある住民等が安全で利便性の高い道路・交通体系の整備を図る。 交通事故の未然防止対策の構築 道路、建物、公園を含む公共施設などについてバリアフリー化を促進させ、誰もが安全に利用できるユニバーサルデザインの町づくりを促進させる。また、街灯(防犯灯)の設置を進め、安心して生活できる環境整備を行う。 									
【総務課】	◆住居の快適さを支援する居住環境づくりの推進(防犯灯の設置) ◆利用者の声を反映した公共施設やバリアフリー化を促進し誰もが生活しやすい町づくりを推進する。								
【まちづくり課】	◆道路及び歩行空間等の整備に努め、安心安全な歩行ができるよう歩道整備を推進する。 ◆交通弱者の視点に立った歩道の確保の推進								



施策4. 感染症対策の充実

【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況の 概要(※2)
			R7	R8	R9	R10	R11		
<p>取組(1) 感染症に対する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関する研修会への参加及び、事業者向けの研修会の開催。 ・住民向けの情報提供。 									
【長寿福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ◆八重山保健所、与那国診療所と連携し、保育所、介護サービス事業所に対する感染症に関する研修会を実施 ◆地域ケア会議を通して発生時の事業所対応について対応を協議していく。 ◆与那国診療所及び関係機関との連携を強化し、ワクチン接種の受診勧奨と住民向け感染予防対策を呼びかけていく。 ◆気になる家庭や陽性になった本人や家族の見守り、支援を行う。 								
【社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> ◆発生時の対応が適正に行えるよう感染症に対する知識の向上を図る。 ◆長期化を想定した確認(衛生備品、労務管理)を行い業務を円滑に進める。 ◆テイスサービス、ショートステイの利用者の衛生管理を徹底して行う。 ◆利用者、家族、職員に対しても、手洗い・消毒・換気・ハンドケアを徹底していき、不安を抱えた住民に対しても役場と連携を図り対応していく。 								
【消防団】	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時には全庁体制で取り組んでいる。要援護者等においては個人情報の観点から長寿福祉課、自治公民館とも連携を図り慎重に対応していく。 								
<p>取組(2) 感染拡大に伴うサービスの提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大によりサービス提供の継続が困難になった場合を想定し、継続的にサービス提供できるよう県や各関係機関と連携を図り、サービス事業所への支援・応援体制を図る。 									
【まちづくり課】 【産業振興課】 【空港課】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> ◆空港・港等の入島に関する管理対策 ◆感染症のパンデミックに備え感染予防に関する情報の提供及び相談窓口の周知を行う。 ◆プライバシー保護の徹底。 ◆発生時の業務体制の構築(BCPの作成)日取り組む。 								
【消防団】	<ul style="list-style-type: none"> ◆海上保安庁との連携強化を図り、緊急に伴う医療搬送時の対応を推進する。 								
【長寿福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ◆感染対策用用品の備蓄(マスク、消毒薬、手袋、フェイスシールド、防護服等) ◆感染症を持ち込まない、発生しても迅速に対応できるよう、関係機関と連携していく。 								
【教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> ◆教育委員会では「新型コロナウイルスガイドライン」を発行し、各学校に配布し注意喚起を行っている。同様にインフルエンザにおいても予防対策を実施していく。 								
【社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> ◆社協としての災害BCPとコロナ感染症BCPに沿って関係機関と連携し対応していく。 								

(※1) 各事業の評価において適した指標(データ)を選び各年ごとに記入する。

(一例: 利用人数、支給金額、件数、人員数、実施状況等)

(※2) 各事業の実施状況や改善が必要な点等を記入する。

(※3) 例 ○: 順調、△: 課題有、X: 未実施または廃止・休止。



施策5. 一人ひとりに寄り添った包括的支援体制の充実

【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況の 概要(※2)
			R7	R8	R9	R10	R11		
取組(1) ヤングケアラー・ネグレクトに関する取組 ・民生委員児童委員、社会福祉協議会、長寿福祉課を中心に関連機関と連携し、児童だけではなくその家族への支援体制を構築する。									
【長寿福祉課】	◆町内には现阶段で該当する児童についての報告はないが、必要に応じた支援体制を整え、児童に健全な教育環境の提供に努める。 ◆民生委員・児童委員、社会福祉協議会と連携し児童だけではなくその家族への支援体制を構築する。								
【教育委員会】	◆学校と連携し、支援の必要な子どもの早期発見に取り組む。								
【社会福祉協議会】	◆地域で日々の生活の変化に気を配り、未然防止につなげる。 ◆子ども自身の権利の侵害が見られる場合は、家庭環境を配慮し家族等へのサポートを関係機関と連携し支援していく。								
【民生委員・児童委員】	◆家庭訪問や住民からの情報提供で今のところ、該当する児童はいないが、子どもの人権や健全な育ちに支障がある場合は関係機関と連携し適正な支援ができるように繋げていく。								

(※1) 各事業の評価において適した指標(データ)を選び各年ごとに記入する。

(一例: 利用人数、支給金額、件数、人員数、実施状況等)

(※2) 各事業の実施状況や改善が必要な点等を記入する。

(※3) 例 ○: 順調、△: 課題有、X: 未実施または廃止・休止。



施策6. 人権擁護、自殺対策への取組

【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況の 概要(※2)
			R7	R8	R9	R10	R11		
<p>取組(1) DVや虐待等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、虐待・人権侵害の防止、早期発見・早期対応に努めていく。 									
【長寿福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ◆実態の把握と早期解決に向け、関係機関と連携により防止に努める。 ◆人権講話等の際は関連機関と連携し開催している 								
【教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> ◆家庭内暴力や児童虐待等については地域づくりの輪を広げ、民生委員・児童委員、学校等で見守りを強化する。 ◆児童相談所や警察との連携も引き続き行っていく。 								
<p>取組(2) 児童生徒へのSOSの出し方に関する教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の「SOS」は複合的な要因が絡み合っており、個人要因、家庭要因、学校要因、社会的要因に区分される。中でも家庭要因が大きく、児童が自ら相談しやすい環境を整備する。またその児童の家庭においても相談できる機関を具体的に示し、相談体制を構築する。 「生と死」の教育を学校において講話を実施。 									
【教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童からのサイン「SOS」を早めに気づき、子どもの安全を確保し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに繋げ、適切な対応を図る。 								
【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> ◆人権擁護委員が悩んでいる方の人権に関する相談に応じ、問題の解決ができるように児童相談所等の関係機関と連携し支援に繋げる。 								
【民生委員・児童委員】	<ul style="list-style-type: none"> ◆家庭訪問や地域の方からの情報提供で、本人、家族に寄り添った支援に繋げていく。 								
<p>取組(3) 互助・共助のつながりを活かす地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> お互いに見守り、悩みごとを話せる地域づくり。 地域活動の中心となる各種当事者団体(女性連合会、老人会、青年会、子ども会)の活動活性化の支援。 									
【教育委員会】 【長寿福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域における互助・共助的活動への支援。 								
【社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域福祉活動の中心を担う立場から住民の課題をしっかりと受け止め、気軽に相談できる場として今後も地域により添った活動を展開していく。 								
【民生委員・児童委員】	<ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活での助け合い、支えあいへの住民意識の向上に努める。 								
<p>取組(4) 自殺対策への取り組み</p> <p>第2次沖縄県自殺総合対策行動計画との整合性をもって対策を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自殺が金銭的な問題としてのみ捉えられるべきものでなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施。 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応、自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じて実践。 自殺対策は単に精神保健的観点だけでなく、自殺の実態に即して実施。 保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携の下、相互的に実施。 									
【教育委員会】 【長寿福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ◆「命の授業＝命の大切さ、命を大事にする」道徳教育の推進 ◆ゲートキーパーの養成・研修講座の開催。町広報誌等を通して周知を行い、実践と啓発を両輪として推進する。 ◆地域活動の中心となる各種当事者団体(女性連合会、老人会、青年会、子ども会)の活動活性化の支援。 ◆生きることの包括的な支援を推進する。 ◆心の健康を支援する環境整備に努める。 ◆遺された人への支援を充実する 								
【社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の気になる世帯への見守り活動をボランティア、民生委員等と連携を強化する。 								
【民生委員・児童委員】	<ul style="list-style-type: none"> ◆気軽に相談が行なえるような環境づくりを推進する。 								



基本目標2 島にある人材・地域資源を活用して住民の手で島の福祉を作る

施策1. 地域福祉の理解促進活動の推進

【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況の 概要(※2)
			R7	R8	R9	R10	R11		
取組(1) 広報・啓発活動 ・町内の福祉課題を解決するために行政としての支援が必要な人にサービスがいきわたるよう社会福祉協議会と連携し地域共生社会の実現に向けた取組を推進。 ・多様な機会を通し地域に関わり合いを持つ機会を増やし、地域に愛着を感じることができ啓発活動を継続的に推進。									
【企画財政課】	◆広報活動の強化。 ◆町の行政情報・広報活動の充実、情報の適正化・個人情報保護を図る。 ◆広報活動・情報交流の推進。 ◆行政への参加促進。								
【長寿福祉課】	◆広報誌等を通して住民の福祉意識の啓発に努める。								
【社会福祉協議会】	◆社会福祉協議会だよりを通し周知を強化していく。 ◆幅広い年齢層や立場の方の参加の促進。								

施策2. 地域福祉活動を担う人材の支援

【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況の 概要(※2)
			R7	R8	R9	R10	R11		
取組(1) 地域を支えるリーダーの発掘、育成、支援 ・多様な分野で地域福祉活動に参加することが出来るように、ボランティア、地域福祉活動をリードする人材の育成と確保に努める。 ・介護人材の安定的な確保に向けた取組み。									
【長寿福祉課】	◆事業所の離職者を減らすために処遇改善加算の積極的取得、賃金とキャリアアップの支援の継続。 ◆介護職員の新規採用に向けた町の施策(奨学金や就職祝い金、住まいの支援等)を検討していく。 ◆介護職に関する普及啓発。								
【社会福祉協議会】	◆介護士育成のための養成、研修を支援する。ボランティア指定校に対して福祉体験学習を実施するなど次世代の育成に努める。								

(※1) 各事業の評価において適した指標(データ)を選び各年ごとに記入する。

(一例: 利用人数、支給金額、件数、人員数、実施状況等)

(※2) 各事業の実施状況や改善が必要な点等を記入する。

(※3) 例 ○: 順調、△: 課題有、X: 未実施または廃止・休止。



施策3. 各福祉支援会議の連携と充実

【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況の 概要(※2)
			R7	R8	R9	R10	R11		
取組(1) 各福祉支援会議の連携と充実 ・診療所会議、地域ケア会議(個別支援・推進)、自立支援実務者会議、要保護児童対策地域協議会、生活困窮者等支援会議、被保護者健康管理支援事業連携会議(主管:県八重山福祉事務所)等、各種福祉支援会議を通し、関係機関と連携し、複雑化する地域生活課題に対応し「包括的支援体制」を構築する。									
【長寿福祉課】	◆各福祉支援会議の中心的役割を果たすとともに、各関係機関との情報共有、連携において地域生活課題に取り組んでいく。 ◆包括的支援体制の構築。								
【社会福祉協議会】	◆各福祉支援会議を通し、団体同士の情報共有、連携の支援を行い、地域福祉活動団体の活性化を図る。								
【教育委員会】	◆児童虐待の予防、早期発見と対応、および子どもを犯罪被害等から守るための連携・協働の推進。								
【民生委員・児童委員】	◆活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起する。								

施策4. 生活困窮者自立支援の推進

【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況の 概要(※2)
			R7	R8	R9	R10	R11		
取組(1) 生活困窮者自立支援の推進 ・個人情報保護法への十分な配慮を行ったうえで、多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に対し支援を必要とする人の意思を尊重しながら、一人ひとりの状況に応じて適切な支援プランを作り、寄り添いながら自立に向けた支援を促進する。									
【民生委員・児童委員】	◆地域の身近な相談相手として社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供する。 ◆住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援する。								
【社会福祉協議会】	◆日常生活自立支援事業の利用、生活福祉資金貸付制度(福祉費・教育支援資金)等をとおして、世帯の自立と生活再建までの支援に取り組む。								
【長寿福祉課】	◆総合相談・生活支援を強化。								

(※1) 各事業の評価において適した指標(データ)を選び各年ごとに記入する。

(一例: 利用人数、支給金額、件数、人員数、実施状況等)

(※2) 各事業の実施状況や改善が必要な点等を記入する。

(※3) 例 ○: 順調、△: 課題有、X: 未実施または廃止・休止。



施策5. 少子・高齢化対策の推進

【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況の 概要(※2)
			R7	R8	R9	R10	R11		
<p>取組(1) 少子・高齢化対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子化は個人、地域、企業、国家に至るまで多大な影響を及ぼしている。まさに社会経済の根幹を揺るがす危機的な状況にあることから、町では結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目のない取り組みを実施している。 高齢者が住み慣れた地域で最期まで自分らしく心豊かに暮らし続けることができる社会の実現に向け施策を実施。令和6年12月時点での総人口は1,679人となっており、高齢者人口《65歳以上》は376人で人口の22%を占めている。 									
【民生委員・児童委員】	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢世帯の増加、一人暮らしの高齢者の世帯の増加、認知症高齢者の増加の現状を踏まえ、見回り活動を定期的に巡回している。 ◆子育て中の母親やその家族に対し、ほとんどが顔見知りであるため、気軽に相談できる体制が整っており行政との連携を行い支援に繋げている。 								
【社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般介護予防事業日常生活支援総合事業を通し、高齢者の健康増進に努めている。 								
【長寿福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ◆第3期与那国町子ども・子育て新事業計画との整合性を用い、子育てについての希望を実現できる社会を目指し取り組んでいる。 ◆第9期 どうなん・がんどうプラン21(与那国町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画)との整合性をもち、高齢者が社会の一員として活躍できる総合相談・生活支援を強化。 								
<p>取組(2) 生活困窮者自立支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法への十分な配慮を行ったうえで、多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に対し支援を必要とする人の意思を尊重しながら、一人ひとりの状況に応じて適切な支援プランを作り、寄り添いながら自立に向けた支援を促進する。 									
【民生委員・児童委員】	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の身近な相談相手として社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供する。 ◆住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援する 								
【社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活自立支援事業の利用、生活福祉資金貸付制度(福祉費・教育支援資金)等とおして、世帯の自立と生活再建までの支援に取り組む。 								
【長寿福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもの貧困対策(保護者の健康状態や就労状況に関わらず世帯の生活基盤の安定につながるような様々な支援を組み合わせ対応していく。 ◆総合相談・生活支援を強化。 								

(※1) 各事業の評価において適した指標(データ)を選び各年ごとに記入する。

(一例: 利用人数、支給金額、件数、人員数、実施状況等)

(※2) 各事業の実施状況や改善が必要な点等を記入する。

(※3) 例 ○: 順調、△: 課題有、×: 未実施または廃止・休止。



基本目標3 情報提供と相談体制の仕組みづくり

施策1. 相談・情報提供体制の充実

【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況の 概要(※2)
			R7	R8	R9	R10	R11		
取組(1) 認知症サポーター養成の推進 ・認知症高齢者の増加、そして医療・介護の人材不足を補うため、認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人を養成し、地域で活躍していただけるサポーターの育成を推進する。									
【長寿福祉課】	◆認知症に対する普及啓発のための講演会や研修会を開催し、認知症サポーターを養成。								
取組(2) 「我が事」「丸ごと」の地域づくりの体制 ・地域のさまざまな資源を最大限に活かし、さらに人と人とのつながりを再構築し、住民を主体とした豊かな地域づくりの体制を整備。									
【社会福祉協議会】	◆地域の人たちが気軽に集まりユンタク出来る場、情報交換ができる居場所づくり ◆地域のさまざまな資源を最大限に活かし、さらに人と人とのつながりを再構築し、住民を主体とした豊かな地域づくりの体制を整備。 ◆様々な交流機会の提供 ◆ミニデイサービス事業を通して地域の人と連携した取り組みの拡大を図る ◆地域住民(公民館長)や関係機関と連携し、生活の困りごとを把握して相談支援体制を整備する。地域住民(公民館長)や関係機関と連携し、生活の困りごとを把握して相談支援体制を整備する。								

(※1) 各事業の評価において適した指標(データ)を選び各年ごとに記入する。

(一例: 利用人数、支給金額、件数、人員数、実施状況等)

(※2) 各事業の実施状況や改善が必要な点等を記入する。

(※3) 例 ○: 順調、△: 課題有、X: 未実施または廃止・休止。



施策2. 健康づくりの推進

【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況の 概要(※2)
			R7	R8	R9	R10	R11		
<p>取組(1) 健診(がん検診)の受診率向上や健康増進事業の周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> がんは早期発見、早期治療により治る可能性が高い疾病であり、がん検診受診率を上げることで集団の死亡率や罹患率を下げることが期待される。 検診だけでなく、禁煙への意識を高めたり、食生活や運動習慣など生活習慣を改善したりする情報提供やきっかけづくりを行い、健康への意識醸成を図る。 									
【長寿福祉課】	◆毎年度、町内にて住民健診(がん検診)を実施。都合により受診できない方へは、島外実施機関を紹介し受診率向上を目指す。								
<p>取組(2) 健康情報等の共有による健康づくりや生活習慣病及びがん予防に係る知識の普及啓発に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康づくりの動機付けや必要な情報の提供及び知識の普及啓発を図り、健康づくりを推進する。 									
【長寿福祉課】	◆町ホームページや公式ライン、広報誌を活用し、健康情報の提供を行う。住民健診実施時にパンフレットの配布や保健指導を実施し知識の普及を図る。								
<p>取組(3) 早期発見・早期治療による重症化予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病への早期介入と重症化を予防するため、適切な医療受診や生活改善等の必要な者について対象者の情報管理と指導体制の充実を図る。 									
【長寿福祉課】	◆診療所と連携し、検診(がん検診)受診勧奨と早期の保健指導に努める。また早めの保健指導と受診勧奨に努める。								
<p>取組(4) 必要な医療へのアクセス支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内の医療機関を通し必要な医療機関へ繋げていく。その際、渡航費の一部を補助する。 									
【長寿福祉課】	◆与那国診療所やその他医療機関と連携し、高度医療が必要な心身障害児等が島外の医療機関に受診する際の渡航費の一部を補助する。								
<p>取組(5) 文化活動、各種スポーツ大会、レクリエーション、生きがいづくりへの参加の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の文化活動(伝統行事)、カジキ釣り大会、与那国一周マラソン大会、体育協会主催のスポーツ大会(ソフトボール、ソフトバレーボール、陸上、駅伝)などへの出場や応援を促し、世代や性別を問わず参加できる行事を一年通して実施していく。 									
【企画財政課】	◆広報誌で各イベント事業の周知。 ◆島外からのイベント参加者や修学旅行生等の受入れの体制を整備する。								
【教育委員会】	◆陸上競技大会の実施。 ◆社会教育団体の活動支援。								
【長寿福祉課】	◆介護予防推進のため健康体操教室を開催。今後も引き続き推進していく。								

(※1) 各事業の評価において適した指標(データ)を選び各年ごとに記入する。

(一例: 利用人数、支給金額、件数、人員数、実施状況等)

(※2) 各事業の実施状況や改善が必要な点等を記入する。

(※3) 例 ○: 順調、△: 課題有、×: 未実施または廃止・休止。

資料編

1. 与那国町地域福祉計画策定委員会設置要綱
2. 与那国町地域福祉計画策定委員会委員一覧
3. 相談窓口一覧
4. 用語の解説
5. 計画策定の経緯

資料編

1. 与那国町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は社会福祉法第107条の定めるところにより、令和6年度の与那国町地域福祉計画の策定を図るため、与那国町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、与那国町地域福祉計画の策定に関し、必要な事項の調査及び検討を行い、町長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は30名以内の委員で組織する。

2 委員会の委員は、地域福祉に関し識見を有する次の者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政機関の職員
- (3) 関係団体の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、長寿福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

2. 与那国町地域福祉計画策定委員会委員一覽

	氏 名	所 属 名	備考
1	糸 数 健 一	与那国町長	委員長
2	大 嵩 長 史	与那国町観光協会長	
3	杉 本 和 信	与那国町商工会長	
4	嵩 西 茂 則	与那国町漁業協同組合長・社会福祉法人与那国町社会福祉協議会会長	副委員長
5	前 外 間 洋 子	与那国町女性連合会長	
6	前 楚 良 昌	与那国町老人クラブ連合会長	
7	寺 村 有 美 恵	与那国町教育委員会 教育長	
8	外 間 メリヤ	与那国町民生委員会 会長	
9	崎 原 敏 功	与那国町自治公民館連絡協議会	
10	東 浜 安 邦	東自治公民館長	
11	崎 原 正 吉	西自治公民館長	
12	大 宜 見 朝 要	嶋仲自治公民館館長	
13	崎 枝 和 成	比川自治公民館長	
14	阿 部 二 郎	与那国町診療所	
15	稲 藏 範 子	与那国町社会福祉協議会 次長	
16	松 川 百 合 子	ケアセンターがんどう	
17	池 田 あか ね	(一社)八重山地域リハビリテーション支援ユニット代表理事	
18	村 本 浩 利	与那国町役場 総務課長	
19	田 島 忠 幸	与那国町役場 企画財政課長	
20	高 山 美 菜 子	与那国町母子保健推進員	
21	手 登 根 広 幸	与那国町小中学校校長教頭会長	
22	與 那 城 和 代	与那国町学校養護教諭	
23	柿 本 ち づ る	よなぐに幼稚園教諭	
24	鈴 木 佳 代 子	祖納保育所主任保育士	
25	真 地 秀 門	与那国町役場 長寿福祉課長	
26	水 見 拓 磨	与那国町教育委員会 教育課長	
27	稲 藏 杉 作	与那国町教育委員会 総務課長	

事務局 長寿福祉課

3. 相談窓口一覧

	相談内容について	担当課 TEL	相談日時
妊娠 ・ 出産	妊娠・出産にかかる経済的負担を軽減し、安心して出産が迎えられるように様々な支援が受けられます。	長寿福祉課 0980-87-3575	平日 午前8時半～ 午後5時15分
子育て	出生祝い金について	長寿福祉課 0980-87-3575	
	幼稚園預かり保育無料、幼稚園、小・中学校の児童、生徒の給食費無料。	教育委員会 0980-87-2002	
	保育所入所相談、予防接種、医療費高校生まで無料について。	長寿福祉課 0980-87-3575	
	子どもの福祉に関する様々な相談	児童相談所 0120-189-783	
	児童虐待についての相談	児童相談所 189	24時間受付 (年中無休)
就職 ・ 退職	就職や退職時にご自身の国民健康保険、国民年金等の確認等について。	長寿福祉課 0980-87-3575	平日 午前8時半～ 午後5時15分
結婚 ・ 離婚	結婚もしくは離婚時の手続きについて。 住居の移動、氏名の変更がある場合は、転籍届が必要です。 国民健康保険及び国民年金の手続きは長寿福祉課。	総務課 戸籍・住民登録係 0980-87-3572	
引越 ・ 住まい	与那国町から他の市町村への転入、転出時には転籍届が必要です。 町営住宅の入居資格、ごみの正しい出し方についてなど。	まちづくり課 0980-87-3580	
高齢者 ・ 介護	高齢者、もしくは高齢者のご家族の方へ。介護保険や健康づくり、後期高齢者医療等について。	長寿福祉課 0980-87-3575	
	介護サービス事業や地域福祉活動について。	社会福祉協議会 0980-87-2471	
教育	児童生徒等の就学、入学、転学等の教育に関わるもの。	教育委員会 0980-87-2002	
障がい ・ 疾病	・ 各福祉手帳各福祉サービスの利用。更生医療 ・ 医療費助成、渡航費助成等について。	長寿福祉課 0980-87-3575	

4. 用語の解説

【BCP】災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画

自然災害やテロ、システム障害などの緊急事態において、企業がどのように事業を継続するかを計画するもの。

【ネグレクト】

ネグレクトは、セルフケアができない弱者の世話をする責任がある保護者が責務を怠ることによって加害者となる行為。児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待、患者虐待のひとつ。

【ダブルケア問題】

介護と育児同時に直面する問題。

【ヤングケアラー問題】

就学児が家族の介護で学校にいけない問題。

【8050問題】

高齢の親と無職独身又は非雇用者障害のある50代の子が同居することによって起こる問題。

【自殺対策強化月間】

3月は、自殺対策強化月間である。自殺対策基本法では、3月の1か月間を「自殺対策強化月間」と定め、国、地方公共団体、関係団体等が連携して「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、相談事業及び啓発活動を実施している。

【老々介護】

65歳以上の高齢者が自分と同じ65歳以上の高齢者を介護している状態のことをいう。

【認認介護】

認知症を患っている人が、認知症患者を介護する状態を指す。

【介護難民】

介護が必要な状態にもかかわらず、介護を受けられない人のことをいう。

【地域包括支援センター】

市町村が設置主体となり、住民の健康や生活の安定のために必要な援助を行う施設。保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員などが配置されている。

【地域コミュニティ】

地域福祉では住民同士がお互いに支えあい、見守りのある相互扶助の意識が醸成された協働社会を言う。

【ケアプラン】

介護サービスをどのように利用するかを決めた介護計画書です。利用者本人や家族、事業所と相談を重ねながら、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成することに。ケアプランには長期目標と短期目標が設定され、定期的な見直しが行われる。

【アセスメント】

介護サービスを提供するためには、利用者が抱える課題や希望を正しく把握する必要がある。アセスメントは、利用者の課題分析をするために行う介護過程の第一段階である。介護アセスメントはケアマネジャーが担当することが多く、作成したアセスメントシートは介護や看護スタッフで共有される。

【介護保険制度】

介護を社会全体で支えることを目的に、2000年に創設された制度です。

【アウトリーチ】

手を差し伸べること。福祉のサービスを利用する必要があるにも関わらず、何らかの理由で、それを拒否したり、攻撃的・逃避的な行動をとってしまう方がいます。

【ケアマネジメント】

高齢者の意向を踏まえ、福祉、介護、医療などのニーズに対し適切なサービス提供に対する調整を行うとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給の確保等に対する活動を行うことをいう。

【災害時要援護者】

高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、疾病者、その他災害時に自力で避難することが困難な人のこと。

【成年後見制度】

認知症、知的障害、精神障害等で、判断力が不十分な村民の財産や権利を保護するための法制度。

【DV（ドメスティックバイオレンス）】

同居関係にある配偶者や内縁関係等のパートナー等の関係にあるカップルの間で振るわれる暴力のこと。

【バリアフリー】

加齢や身体的障害等により、制約のある条件のもとでの利用する方法にとって障壁となってしまう要因を取り除くこと。

【心のバリアフリー】

心のバリアフリーとは社会的障壁を生活環境（ハード面）のみならず心のバリアフリー（内面的）の両面を指し心で抱える障壁を取り除くこと。

- （1）障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- （2）障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- （3）自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

5. 計画策定の経緯

項目	日時	場所	主な内容等
担当者調整 (長寿福祉課・ 社会福祉協議会)	R6.07.31 (水)	与那国町役場内	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定方法について ・計画策定のスケジュールについて ・骨子案について
関係団体ヒアリング	R6.07.31 (水) ~ R6.08.01 (木)	社会福祉協議会内	<ul style="list-style-type: none"> ・消防 ・住民代表 ・社協 等
第 1 回委員会に向け調整	R6.09.30 (月) 10:00~12:00	ZOOM	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会資料のチェック ・委員名簿、要綱等の確認
第 1 回委員会	R6.10.07 (月) 13:30~15:30	与那国町改善センター	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・委員長・副委員長選出 ・地域福祉概要説明
議事録提出	-	-	-
第 2 回委員会に向け調整	R6.1.24 10:00~12:00	ZOOM	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回委員会の振り返り ・素案説明
第 2 回委員会	R7.01.31 (金) 13:00~14:30	与那国町改善センター	目標及び施策の検討
議事録提出	-	-	-
第 3 回委員会に向け調整	R7.03.22 (金) 15:00~16:00	ZOOM	<ul style="list-style-type: none"> ・議事確認 ・素案確認
第 3 回委員会	R7.03.28 (金) 13:30~14:30	与那国町改善センター	<ul style="list-style-type: none"> ・素案最終確認 ・計画書の承認
議事録提出	-	-	-
計画書完成	-	-	最終原稿調整→入稿→完成

第2次与那国町地域福祉計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

発行・編集 与那国町役場 長寿福祉課
〒907-1801
沖縄県 八重山郡 与那国町字与那国 129
TEL 0980-87-3575
FAX 0980-87-2079

